

現行体制上の課題・問題点

- 1 相談件数や困難事例の増加等により、児童福祉司が不足している
- 2 一時保護所の定員が不足している
- 3 児童相談所と子ども家庭支援センターの狭間に落ちるケースがある
- 4 通告・相談先が2カ所あるため、わかりにくい
- 5 二元体制により、時間のロスと認識に温度差が生じる

特別区が目指す児童相談行政のすがた

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所を23区すべてに設置
・児童相談所 7カ所 → 23カ所 ○ 児童福祉司・児童心理司の配置を充実
・児童福祉司 約120人 → 約220人
・児童心理司 約50人 → 約90人 ○ 一時保護所の定員を拡充
・定員 約150人 → 約260人 | <ul style="list-style-type: none"> ○ すべての相談に対応
・各区に設置する児童相談所で、全ての相談に対応 ○ 一貫した対応
・各区に設置する児童相談所が、法的措置から家庭復帰後まで一貫して対応 |
|---|--|

- 1 児童相談体制の充実・強化
児童福祉司・児童心理司の配置の充実、一時保護所の定員拡充、広域自治体としての東京都との連携(特に高度な専門的知識及び技術を要する相談に関する技術的援助や助言等)により、児童相談体制を充実・強化。
- 2 責任や窓口の明確化
区民や関係機関から通告・相談先がわかりやすくなり、児童相談所が身近に。また、通告などの情報の錯綜をなくし、責任と窓口の所在を明確化。
- 3 一貫した支援体制の構築
虐待の未然防止をはじめ、早期発見、相談・調査・保護・再統合、その後の見守り、里親・養護施設など社会的養護の必要な子どもへの対応等、切れ目のない一貫した支援体制を構築。
- 4 総合的なアプローチの実施
保健所、保育園、学校、障害福祉所管課、福祉事務所など、区の関係部署が連携した幅広い支援体制を組み、総合的なアプローチを実施。
- 5 地域全体による見守り体制の充実
区民に身近な特別区が地域の関係機関と連携することで、子どもの状況を的確に把握しながらきめ細かに対応、見守り体制を充実。

移管モデル

【基本的な考え方】

- 1 移管の方法
 - 児童福祉法等の改正により、児童相談所設置市を目指す。
- 2 児童相談所
 - 1区1所。
- 3 一時保護所
 - 1区1所。ただし、必要に応じて共同設置も検討。
- 4 人材育成
 - 職員を、順次、児童相談所に派遣し、具体的な事務のノウハウを習得。
移管当初は、都から児童相談所経験者の派遣を受入。
 - 児童福祉司は、子ども家庭支援センター相談員や保健師、保育士等を活用し、計画的に育成。
 - 児童心理司は、心理職を計画的に任用し、子ども関連部署で育成。
 - 23区で職員を確保。
- 5 児童相談所設置市の事務等
 - 児童相談所設置市の事務は、各区で実施。ただし、広域的・統一的判断を要する事務や特に高度な専門的知識を要する事務等については、23区が連携して実施することも検討。
 - 子ども家庭支援センターの機能のうち、虐待対応については基本的に児童相談所が担当。その他子育て支援に関することは、各区の実情に応じ、区内の関係所管課を含め、児童相談所の移管に向けた児童相談体制の見直しの中で検討。

【移管モデル(規模別モデル)】

- 23区を人口規模別に大規模・中規模・小規模の3つに分けて試算。
- 職員配置や一時保護所の定員の基準は「指定都市・児童相談所設置市の平均」。
- 主な試算項目
 - ・ 児童相談所・一時保護所の職員配置
 - ・ 児童福祉司・児童心理司の人数
 - ・ 一時保護所の定員
 - ・ 財政規模(建設費、運営経費など)

「特別区児童相談所移管モデル」の具体化について【概要版】

はじめに

- 平成26年3月の児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会において、児童相談所を担うための大枠の方向性を示した「移管モデル」を提示。
その後、各区で、「移管モデル」をもとに移管の具体化に向けた検討を行うとともに、移管にあたっての23区共通課題について検討。
- 今般、各区における移管の具体化に向けた検討の状況や、移管にあたる23区共通課題の検討結果等を踏まえ、都の見解で示された指摘項目を含め、「移管モデル」の具体化についての特別区としての考え方を整理。
今後、検討会の中で、先に示された都の見解、これに対する特別区の意見、今回提示する「移管モデル」の具体化についての特別区としての考え方を素材に、「児童相談行政の体制のあり方」について議論し、さらに検討を深めていく。

第1 人材の確保・育成について

1. 基本的な考え方

- 開設時に必要となる職員は、都の児童相談所等への派遣を通じて実務経験を積ませることにより確保・育成することを基本とするが、開設当初から一定期間(3年間を目的)は、都からの職員派遣や都職員の身分切替を要請。
 - 児童福祉司任用資格保有職員を確保するため、福祉職の採用を拡大。
 - 児童福祉司等の職員や児童相談所長は、職員のスキルアップ、人事の停滞解消等を図るため、23区間での派遣交流及び人事交流を実施するとともに、都との派遣交流を要請。
 - 児童相談所等の職員は、児童相談関連部署への異動を重視した人事ローテーションを行い、関係部署間のネットワークを強化。
 - 特別区職員研修所による専門研修の実施や都主催の専門研修等の活用により、職員の相談対応力等を向上。
- 2. 職員の確保・育成に係る基本的方向性（職種別）
《児童福祉司、児童心理司、一時保護所の職員（児童指導員・保育士）》
 - 開設時に中核となる職員は、子ども家庭支援センター職員、ケースワーカー、保育士等や新たに採用する職員の一定数を、開設までの4年の間に、都の児童相談所等へ派遣して実務経験を積ませることにより育成。また、派遣が終了し区へ戻った職員は、児童相談所等で習得した専門知識やスキルを活かすことができる児童相談関連部署等へ配置。
 - 移管後、新たに採用する場合は、現行の採用制度の活用に加え、現行制度で実施していない経験者採用等を実施する方向で検討。

《児童相談所長》

- 開設時の所長は、管理職の有資格者から任用することを基本に、任期付採用や経験者採用を検討するほか、都からの職員派遣を要請。
- 《児童福祉司・児童心理司スーパーバイザー》
 - 開設後の児童福祉司のスーパーバイザー候補職員は、子ども家庭支援センターや生活保護ケースワーカー経験者等の中から一定数を、また、児童心理司のスーパーバイザー候補職員は、区に在職する職員及び新たに採用する心理職の職員の中から一定数を、開設までの4年間、都の児童相談所に派遣して実務経験を積ませることにより育成。
 - 開設時から一定期間は、スーパーバイザーとして、都からの職員派遣を要請し、この間にスーパーバイザー候補職員が都職員の派遣終了後のスーパーバイザーとしての役割を担うことができるように育成。

第2 社会的養護の拡充について

1. 基本的な考え方

- 国が示す「家庭養護（里親等）、家庭的養護（グループホーム等）、施設養護の各構成比を1/3にする」ことを将来的な目標として、現段階から、多様な地域資源を活用した里親登録者増加の取組や、用地の確保・提供など、都との連携・協力によるグループホーム誘致の取組等を実施し、社会的養護を充実、強化。
 - 現在、都が利用している児童養護施設等は、他道府県の先行事例を参考に、定員協定の締結等により、都と特別区で利用。
- 2. 家庭養護（里親・ファミリーホーム）
《家庭養護（里親・ファミリーホーム）の基本的方向性》
 - 地域ネットワークを活用できる強みを活かして里親等委託率向上のための取組を重点的に行うなど、家庭養護（里親・ファミリーホーム）を強力に推進。
 - 里親家庭に対する子育て支援サービスの充実や、児童相談所を中心に区全体で里親家庭を支援・フォローする体制を整備するなど、里親家庭が子育てしやすい環境作りを行う。
- 《里親登録数の向上に向けた取組、里親への支援》
 - 保育ママやファミリーサポート、ショートステイの協力家庭の担当部署から里親に適している家庭を推薦する仕組みを作り、週末ホームステイ等の短期里親事業を実施することによって里親登録につなげていく。
 - 里親家庭が子育て支援サービスを利用しやすくなるような制度や事業を整備、実施し、里親家庭の良好な子育て環境を醸成。〔例：幼稚園・保育園の入園決定時の配慮、レスパイトケア（里親の一時的な休息のための援助）のためのショートステイ〕

3. 施設養護

《施設養護の基本的方向性》

- 施設養護に関する各区の考え方・方針や都の推進計画等をもとに23区全体で調整し、各区が地域の実情等を踏まえて施設整備を行う。

- 乳児院、自立援助ホームは、社会福祉法人等が行う施設整備に関する情報を共有するなど、23区間で連携・協力を図りながら、各区が施設誘致の取組を行い、入所枠を確保。

《児童養護施設》

- グループホームを増設していくことを基本に、児童養護施設を整備。
- 施設が所在しない区は、里親支援機関等の地域支援の拠点として新規整備することも検討。また、施設が所在する区についても、区の実情に応じて新規整備することを検討。

- グループホームの整備にあたっては、都と連携して施設の小規模化を図り、社会福祉法人への財政支援等を実施。また、空き家の活用により、用地を確保・提供することも検討。

《児童自立支援施設》

- 児童相談所設置市に必置の施設であるが、他道府県の先行事例を参考に、当分の間、地方自治法に規定する「事務の委託」に基づき都へ委託。
- 都の児童自立支援施設への職員派遣等を通じて児童自立支援施設の運営ノウハウを蓄積し、将来的に23区共同で1か所設置することも検討。

第3 23区間及び都区間の連携・調整について

1. 一時保護所の共同設置

- 共同設置を予定している8区が地方自治法に基づく「管理執行協議会」方式により、3か所の一時保護所を共同設置。また、幼児・学齢児等の種別ごとの一時保護所を整備する方向で検討。

- 一時保護所の総定員は、共同設置を予定している8区の必要定員数をもとに57名とし、各区の定員枠を設定。各区の児童相談所が一時保護決定に基づいて入所手続を行い、各区の定員枠までは、各区の判断で入所させる。

- 職員は、各区が定員枠に応じて派遣することを基本。施設の建設費、運営費等についても、各区が定員枠に応じて負担すること基本に、利用実績に応じて調整。また、施設の維持管理は、施設所在区が行う。

2. 一時保護所の相互利用

- 自区の一時保護所での保護を原則として、児童の居所を秘匿することが必要な場合など、自区の一時保護所での保護が困難な場合に23区全体で相互利用を行う。

- 各区の一時保護所（共同設置の一時保護所を含む）に相互利用のための定員枠は設定しないが、一時保護所に空きがあり、他区から相互利用の依頼があった場合には、原則として受け入れる。また、23区で相互利用を行うための協定、基本ルールを策定、締結。

3. 児童養護施設・乳児院・自立援助ホームの入所調整、利用方法

- 現在、都が利用している施設は、都と特別区で利用。特別区の利用分は、都との協議により定員協定を締結して入所枠（協定定員）を設定。

- 児童相談所移管後に整備した新規施設は、整備を行った区が利用することを基本として、空きがある場合には、他区や都も利用。

4. 里親委託

- 区内の里親への委託を原則とするが、区内に適切な里親がない場合や区外への里親委託が適切な場合には、他区や23区外の里親へ委託。

5. 23区間の情報共有

- 複数区に関わるケース対応や、統一的な判断、専門的な対応、国の制度改正など、23区全体でノウハウの蓄積等が必要な場合に、23区間で情報共有を行う。
- 情報共有を行う仕組みとして、23区間で必要な情報を閲覧できるシステム（掲示板）を導入する方向で検討。また、児童相談所長会をはじめとする23区の会議体を設置。

6. 児童相談所設置市事務の共同処理

- 「小児慢性疾患の医療給付に関する事務」の認定審査会は、23区合同審査や事務局の23区持ち回り等の方法により実施。

7. 23区共通の事務処理マニュアル、ルール等の策定

- ケース対応や児童相談所の運営等に関する事項について、都が作成・使用している現行のマニュアルを基本に、23区共通の事務処理マニュアルや統一基準を作成。また、児童相談業務を行っていく中で、各区の地域特性や業務実態に合わせたマニュアルを作成することも検討。

8. 都との連携

- 児童養護施設の入所及び里親委託は、区内・23区内を基本としながら、都と特別区が相互に入所・委託できるように連携・協力。また、都区間で職員の派遣交流を行い、都全体における専門職のスキルアップを図る。

- 児童相談センターで実施している治療指導事業の利用、高度な専門的知識・経験が必要なケース対応等への助言・援助をはじめ、児童相談所の立ち上げ支援、児童相談所開設時における都職員の派遣・区職員の派遣受入、マニュアルの提供や都主催の研修への参加、児童福祉施設の空き状況の情報提供等について要請。

平成27年12月25日

社会保障審議会児童部会

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会

委員長 松原 康雄 様

特別区長会会長

荒川区長 西川 太一郎

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会

報告案（たたき台）について

平成27年11月27日の第3回新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会において、「報告案（たたき台）」（以下「報告案」という。）が提示されました。松原康雄委員長をはじめ委員各位のご努力に対し、心より敬意を表します。

報告案では、子どもの権利保障を児童福祉法に位置づけることのほか、国・都道府県・基礎自治体の役割と責任の再整理と明確化、支援対象者の年齢見直し、職員の配置・任用要件の明確化や指導的職員の資格創設、里親制度等の社会的養護の充実強化など、新たな子ども家庭福祉の構築に向けた多岐にわたる提言が行われています。

なかでも、新たな子ども家庭支援体制の整備において、基礎自治体に子ども家庭支援の拠点を整備する必要があるとし、東京都の特別区などに設置されている子ども家庭支援センター等がそのモデルとなりえると述べています。

これまで特別区は、区民に身近な基礎自治体として、子ども家庭支援センターを中心に、東京都や区の関係部署（保健所、保育園、学校、障害福祉所管課、福祉事務所など）を含めて、児童委員・民生委員、町会・自治会、警察署等の地域の関係機関との連携のもと、地域全体で子どもと家庭を見守っていく体制の構築に懸命に取り組み、成果をあげています。

言うまでもなく、子どもと家庭への支援は、住民に身近な場所で行われることが必要であり、一つの相談事例の中には、複合的な問題が潜んでいることが多く、住民生活に密着した基礎自治体が果たす役割は極めて重要であります。子ども家庭支援センターにおけるこれまでの経験を踏まえ、と、基礎自治体に支援拠点を整備することは、子どもや家庭への支援に、より迅速に、また適切に対応できる体制を整えることになり、大変大きな意義があるものであり、高く評価しております。

さらに、報告案では、児童相談所設置自治体を中核市及び特別区に拡大するものとし、第一段階として、特別区も児童相談所を設置できるような方法改正することが提言されています。これは、子どもと家庭への支援は、本来、その生活が営まれている身近な地域でなされるべきであるとの考え方に基づき、基礎自治体に子ども家庭支援拠点を整備するとともに、児童相談所機能を持つ機関の拡大を企図するものであり、これまでの特別区の取組と実績を適切に評価していただいたものと深く感謝しております。

前述のとおり、特別区は、子ども家庭支援センターを中心に児童福祉の実績を着実に積み重ねてきております。また、人口規模の小さな特別区も含め、すべての区で中核市の業務である保健所の設置、運営を行い、児童相談所を担うだけの実力は備えているものと考えております。

加えて、23区相互及び東京都との間において、数多くの連携の蓄積もあり、十分な準備と移行期間があれば、児童相談所の移管は可能であると考えております。

今後も特別区は、東京都との連携のもと、子ども家庭支援センターで培ってきた経験と実績のうえに、新たな子ども家庭支援福祉像を実現するべく全力で取り組んでいく所存でありますので、是非、報告案の提言に沿って、児童相談所設置自治体を拡大する方向で検討を進めていただきますようお願い申し上げます。

はじめに

- 近年の状況として、虐待事例の急増、自立が困難な子どもの増加など、急速な変化に対応が追いついておらず、その増加をとどめるに至っていない。
- 本委員会では、子ども家庭福祉の体系の再構築が急務であるとの強い問題意識の下、「全ての子どもは適切な養育を受けて発達保障される権利を有するとともに、その自立が保障されるべきである。」という理念を実現するための方策を検討するために議論が行われた。
- 限界が生じている既存の制度を改革し、新たな子ども家庭福祉を具現化するために、児童福祉法等の抜本的な改正に向けて提言するもの。

基本的な考え方

- ◆ 子どもの権利の明確な位置付け
- ◆ 家庭支援の強化、すなわち子ども虐待の予防的観点の明確化
- ◆ 国・都道府県・市区町村の責任と役割の明確化
- ◆ 基礎自治体（市区町村）の基盤強化と地域における支援機能の拡大
- ◆ 各関係機関の役割の明確化と機能強化
- ◆ 子どもへの適切なケアの保障
- ◆ 継続的な支援と自立の保障
- ◆ 司法関与と法的・制度的枠組みの強化
- ◆ 職員の専門性の確保・向上と配置数の増加

理念

- ◆ 児童福祉法において、「養育中心」に力点を置いた子ども家庭福祉の構築を目指すとともに、これに合った理念を明確にし、今後の制度・施策の方向性を示す必要がある。

【明確にする点】

- ・ 子どもを権利の主体とする
- ・ すべての子どもは適切に養育され、発達する権利を有するとともに、自立を保障される
- ・ 子どもの最善の利益を優先する
- ・ 子どもは安全で安定した家庭で養育を受けることができる。家庭において適切な養育を受けることができないときは、里親やファミリーホーム等の家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育を受けることができる

国・都道府県・市区町村の責任と役割

- ◆ 子どもの権利を保障するため、その担い手となる国、都道府県、市区町村の責任と役割を明確にすることが重要。特に、国の責任と役割を児童福祉法に明確に規定する必要がある。

【国の責任と役割】

- ・ 市区町村及び都道府県に対する助言や情報の提供等、全体として子ども・家庭の福祉のために必要な措置を講じる
- ・ 全国の子ども家庭福祉の質を担保（基準、資格の設定）

【都道府県の責任と役割】

- ・ 市区町村に対する助言や援助を行うとともに、入所措置等、より専門的な業務や、市区町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務

【市区町村の責任と役割】

- ・ 子どもや家庭に最も身近な基礎的な地方公共団体として、児童福祉法に基づいた包括的・継続的な子どもと家庭への支援

支援の対象年齢

- ◆ 不適切な養育を受けた子どもや、家庭基盤が脆弱な子どもに対する支援の対象年齢を20歳未満に引き上げるのが妥当。

※ 成人年齢が引き下げられた場合、20歳未満の親権が及ばない「成人」に対する支援のあり方に関する整理が必要

- ◆ 里親委託等の措置を受けた児童について、20歳に達するまでの間、措置延長を積極的に活用すべき。

- ◆ また、里親委託等の措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合20歳）到達後も、少なくとも22歳に達した日の属する年度末まで、その後の自立した生活につなげるため、引き続き必要な支援を受けることができるよう仕組みを整備する必要がある。

新たな子ども家庭福祉体制の整備

＜市区町村における地域子ども家庭支援拠点の整備＞

- ◆ 子ども家庭への支援は身近な場所で行われるべきであり、市区町村の基盤整備を行い、保育所を含めた子ども家庭福祉体制を充実させ、「地域子ども家庭支援拠点」を整備。（子ども家庭支援センターがモデル）

【地域子ども家庭支援拠点】

- ・ 子ども家庭の福祉的相談、児童相談所が行っている「分離措置を伴わない養護相談」「育成相談」「措置を伴わない非行相談」の対応

※「保健相談」：市区町村保健センター等、「障害相談」：児童発達支援センター等

- ・ 虐待事例の通所、在宅支援（養育支援、家事支援等）
- ・ 子ども子育て支援事業
- ・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関

＜特定妊婦等への支援＞

- ◆ 特定妊婦のケアが適切にできるよう、情報を共有するための方策を再検討し、支援メニューの増加を図る必要がある。
- ◆ 要支援児童及び特定妊婦等を発見した場合、市区町村へ情報提供できるものとすべき。
- ◆ 母子生活支援施設、乳児院等において、特定妊婦等に対し、入所・通所によって支援できる「産前産後母子ホーム（仮称）」を整備するための枠組みを作る必要があり、モデル事業の実施により、具体的な仕組みについて検討を行うべき。

＜児童相談所を設置する自治体の拡大＞（報告書 P11～12 全文 ※下線は区長会事務局）

児童相談所の設置については、かつて概ね人口 50 万人に 1 か所という目標があり、現在、全国で 200 か所を超えてはいるが、虐待事例への対応が急増したため、情報共有や対応検討などを丁寧に行えなくなっており、管轄する規模を見直す必要がある。

虐待事例への対応は、政令市や児童相談所設置市以外の市区町村の場合、都道府県が設置する児童相談所と市区町村の二元体制で実施されており、それによる問題点として、両者の支援のはざまに落ちる事例があるという指摘や、時間のロスと認識の温度差が生じやすいという指摘もある。児童相談所を設置している中核市では対応機関の一元化の利点が報告されているものの、現在、中核市で児童相談所を設置している自治体は2つにとどまっており、その財政的負担が大きいことや専門性確保が難しいなどの課題があるものと考えられる。原則として中核市及び特別区には児童相談所機能をもつ機関の設置を求め、財政的理由や専門職の確保の困難さから設置をためらうことがないよう、国及び都道府県は中核市及び特別区の人的・物的基盤を積極的に援助する必要がある。

なお、地方分権、自治体の自主組織権の観点から、「必置」とすべきでないという意見もあった。

こうした意見を踏まえ、現在の児童相談所設置に関して特別区を加え、特別区でも児童相談所を設置できる規定とする必要がある。

また、5年を目途として、中核市や特別区が児童相談所を設置することができるよう、国として専門職の育成等の必要な支援を行うべきである。

＜児童相談所の強化のための機能分化＞

- ◆ 虐待通告の増大により、児童相談所の対応は限界にきており、機能強化が優先課題。また、保護機能と支援機能を同一機関で担うことによって、重大な事態が生じた事例がある。
- ◆ 児童相談所が有する通告受理、調査、評価、一時保護・アセスメント、措置等の機能に関して、高度に専門的な機関として担っていくためには、その機能を明確に分離する抜本的な見直しが必要である。
- ◆ 具体的な方向性として、緊急対応の必要性に関する判断能力を備えた虐待通告・相談窓口を設置（※）。通告が受理された事例の調査・評価・保護等の措置を行う機能と、措置後の事例のマネージメントを行う機能を別の機関で行うといった体制を整備。

※ 虐待関連通告・相談電話（189）窓口の一元化

- ・ 通告窓口を一元化し、集中的に電話による虐待通告・相談を受理し、緊急度を判断して、初期対応を行う機関等とその期限を決定する機関（通告受理機関）の創設について、モデル的取り組みにより検討が必要（現在の児相設置自治体に最低1か所程度）
- ・ 児童相談所から市区町村へ送致する仕組みの検討

＜子ども家庭福祉への司法関与の整備＞

- ◆ 全ての子どもに安全な家庭を保障するため、司法が一連の親権制限（子どもの権利制限を含む。）に対してその必要性を適切に判断するなど、司法の関与を強化する必要がある、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始すべき。
- ◆ 一時保護の場面においても司法が関与する仕組みを検討すべき。そのためには、司法関与に関する仕組み全体の前提として、児童相談所における児童福祉司の適正な配置と司法対応のための専門性の確立、弁護士による法的サポート体制の確立などが必要。

職員専門性の向上

＜子ども家庭福祉を担う職員の配置・任用要件＞

- ◆ 児童相談所に配置することが必要な人材について、法律上明確に位置付けるとともに、任用要件で質を、配置標準で量を担保する必要がある。
- ◆ 児童福祉司の配置標準については、児童虐待相談対応件数を考慮したものに直すべきである。（児童福祉司は、一定基準に適合する研修の受講を義務付け）
- ◆ 教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）、児童心理司、医師又は保健師について、法律上、児童相談所への配置を明記する必要がある。

＜市区町村で支援を担う職種、任用要件、配置基準＞

- ◆ 「地域子ども家庭支援拠点」には、専ら子ども・家庭の相談支援にあたる複数の職員を置くこととし、最低 1 名は児童福祉司資格を有する者とすべきであり、その他の職員についても児童福祉司資格もしくはそれに準ずる資格を所持している者の配置に努めるべき。

＜子ども家庭福祉を担う指導的職員の資格のあり方＞

- ◆ 指導的職員の専門性を向上させるとともに、その能力を客観的に明確化する観点から、子ども家庭に関する専門の相談員として新たな公的資格（※）を創設することを検討すべき。

※資格：一定の資格を有する者で、5 年程度の児童福祉に関する実務経験を有し、試験に合格

社会的養護の充実強化と継続的な自立支援システムの構築

＜就学前の子どもの代替的養育の原則＞

- ◆ 就学前はもとより子どもの代替的養育は、アタッチメント形成や発達保障の観点から、原則として家庭養育とし、児童福祉法にその旨を明確にすべき。

社会保障審議会児童部会

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告について

昨日、社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」が報告をとりまとめました。松原康雄委員長をはじめ、委員の皆さまが傾けられましたご努力に対し、心から敬意を表します。

報告では、国・都道府県・市区町村の責任と役割の明確化、市区町村における地域子ども家庭支援拠点の整備、児童相談所を設置する自治体の拡大など、新たな子ども家庭福祉のあるべき姿を目指し、意義のある提言が行われているものと高く評価しています。

なかでも、児童相談所の設置自治体を拡大するため、特別区も児童相談所を設置できるよう法改正することが提言されています。さらに、特別区等が児童相談所を設置できるよう、国が必要な支援等を行うよう求めています。

児童相談所の移管に向けて様々な取組を行ってきた特別区としては、大きな前進が図られたものと受け止めており、深く感謝しています。今後、報告の提言内容に沿って、早期に法改正が行われることを待望しています。

なお、報告で提言された取組の実現にあたっては、財政的な問題を含め、専門人材の確保・育成をはじめとする多くの課題に対応していかなければなりません。国においては、関係自治体の意見を十分に踏まえながら、具体的な支援策を早急に検討し、着実に実施していただくよう強く期待しています。

また、引き続き検討が必要な事項について、さらに議論を深めていただくよう要望します。

子どもと家庭を取り巻く環境は、複雑化・深刻化しており、住民生活に密着した基礎自治体の果たす役割の重要性は、より一層高まっています。特別区は、今回の報告の趣旨を踏まえ、子ども家庭支援センターで培ってきた経験と実績のうえに、引き続き全力で児童福祉行政に取り組んでいく所存です。

平成28年3月11日

特別区長会会長

荒川区長 西川 太一郎

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されることが等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

別紙7

児童福祉法等の一部を改正する法律の成立について

本日、児童福祉法等の一部を改正する法律が成立しました。

本法律では、児童の福祉を保障するための原理や国と地方公共団体の役割・責務の明確化、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資する旨の明記、虐待発生時に迅速・的確な対応が行えるように市区町村と児童相談所の体制・権限の強化など、子どもと家庭を取り巻く深刻な状況を踏まえ、大変意義のある改正が行われました。

新たな子ども家庭福祉の実現に向けて、大きな前進が図られたことを高く評価するとともに、強力なリーダーシップを発揮された塩崎恭久厚生労働大臣をはじめ、関係者の皆さまのご尽力に対し、心から敬意を表します。

改正法では、児童相談所の設置自治体を拡大するため、政令で定める特別区が児童相談所を設置できるものとし、更に政府が、法施行後5年を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、設置に係る支援等を行うことが規定されています。この法律の成立を契機として、特別区の児童福祉行政が新しいステージへ歩みを進めたものと考えています。

政府におかれては、法改正の趣旨を踏まえた制度改正の実現に向け、必要な支援等を着実に実行していただくことはもとより、中核市及び特別区における児童相談所の設置・運営が円滑に行われるよう、関係自治体の意見を十分に反映した支援策を早期に実施していただくよう強く期待しています。

今後、特別区においては、改正法施行後、準備が整った区から、順次、児童相談所の設置を目指すとともに、住民生活に密着した基礎自治体として、これまでの実績と経験をもとに、児童福祉行政の更なる充実強化に全力を傾注していく所存です。

皆さまのご理解とご支援を衷心よりお願い申し上げます。

平成28年5月27日

特別区長会会長

荒川区長 西川 太一郎

別紙 9

「児童相談所運営・児童相談所設置市事務にかかる勉強会」開催概要

回（年月日）	テーマ
第 1 回 (H29. 6. 21)	児童相談所における児童虐待相談対応について
第 2 回 (H29. 8. 7)	児童相談所における非行相談対応について
第 3 回 (H29. 9. 6)	社会的養護について
第 4 回 (H29. 10. 5)	児童相談所における人材育成について
第 5 回 (H30. 1. 24)	一時保護所について
第 6 回 (H30. 7. 9)	児童相談所設置市事務（小児慢性特定疾病医療費助成、結核児童の療育給付、入院助産）
第 7 回 (H31. 1. 25)	児童相談所設置市事務（児童福祉審議会、被措置児童虐待）
第 8 回 (R1. 10. 4)	児童相談所設置市事務（里親、児童養護施設、乳児院）
第 9 回 (R1. 10. 4)	児童相談所設置市事務（里親、児童養護施設、乳児院）
第 10 回 (R2. 1. 31)	児童相談所設置市事務（障害児支援）

「社会的養護・児童相談所業務の広域調整に係る都区検討会」

1. 検討メンバー

(令和8年3月27日現在、主要検討メンバー)

- 【都側】・福祉局子供・子育て支援部企画課長、家庭支援課長、事業調整担当課長、育成支援課長
・児童相談センター事業課長、総合連携課長、保護第一課長、児童相談専門員、児童心理専門課長
・福祉局企画部事業推進調整担当課長
- 【区側】・港区、文京区、品川区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区の児童相談所関連部門の課長級
・措置費共同経理課長
・特別区長会事務局制度担当課長

※ 上記に加え、検討課題に応じて関係部署の課長級が参加

2. 検討事項

(1) 入所施設に関すること

- ◇児童養護施設・乳児院（入所枠の設定、割愛、入所状況の共有、都立児童養護施設の取扱いなど）
- ◇児童自立支援施設（都への委託方法、入所手続など）
- ◇児童自立生活援助事業（入所枠の設定、入所状況の共有など）
- ◇障害児施設（入所手続など）
- ◇措置費等（都区間の負担方法、施設への支払方法、都単独加算の取扱いなど）

(2) 里親に関すること

- ◇相互委託（里親・委託予定児童情報の共有、親担当・子担当の役割分担、委託の手続・ルール、委託費など）
- ◇里親転居時の取扱い（簡易な認定手続きなど）

(3) 一時保護所に関すること

- ◇相互利用（実施の可否、実施する場合の入所調整・費用負担など）

(4) その他、検討が必要な事項

3. 開催概要

回（年月）	検討事項等
第1回 (H30. 5)	○検討事項等の確認 ○東京都との協議事項に関する特別区の考え方等について説明
第2回 (H30. 7)	○入所施設について検討
第3回 (H30. 8)	○入所施設について検討 ○里親について検討
第4回 (H30. 10)	○入所施設について検討 ○里親について検討
第5回 (H30. 12)	○入所施設について検討 ○里親について検討 ○一時保護所について検討
第6回 (H31. 3)	○入所施設について検討 ○里親について検討 ○一時保護所について検討
第7回 (R1. 5)	○入所施設について検討 ○里親について検討 ○一時保護所について検討
第8回 (R1. 10)	○入所施設について検討 ○里親について検討 ○一時保護所について検討
第9回 (R1. 12)	○入所施設について検討 ○里親について検討 ○一時保護所について検討
第10回 書面開催 〔 R3. 3. 23 ↓ R3. 3. 30 〕	○協議結果（改定版）のとりまとめ
第11回 書面開催 〔 R4. 3. 25 ↓ R4. 3. 31 〕	○協議結果（改定版）のとりまとめ
第12回 書面開催 〔 R5. 3. 27 ↓ R5. 3. 31 〕	○協議結果（改定版）のとりまとめ
第13回 書面開催 〔 R6. 3. 22 ↓ R6. 3. 28 〕	○協議結果（改定版）のとりまとめ
第14回 書面開催 〔 R6. 9. 24 ↓ R6. 9. 27 〕	○協議結果（改定版）のとりまとめ
第15回 書面開催 〔 R7. 3. 24 ↓ R7. 3. 28 〕	○協議結果（改定版）のとりまとめ
第16回 (R8. 3)	○協議結果（改定版）のとりまとめ ○入所施設について検討 ○その他

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律
(令和元年 6 月 19 日成立、同年同月 26 日公布) 附則【抜粋】

(検討等)

第 7 条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 政府は、この法律の施行後 5 年間を目途として、児童相談所及び児童福祉法第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設(以下この項及び第 8 項において「児童相談所等」という。)の整備の状況、児童福祉司その他の児童相談所の職員の確保の状況等を勘案し、地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、児童相談所等の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

7 政府は、前項の支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。

8、9 〔略〕

<参考> 児童虐待防止対策の抜本的強化について(平成 31 年 3 月 19 日、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)【抜粋】

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(2) 児童相談所の設置促進

② 中核市・特別区の児童相談所の設置の促進

- ・ 政府は、施行後 5 年間を目途に、施設整備、人材確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援その他の措置を講ずるものとする。
- ・ その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
- ・ 政府は、施行後 5 年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ・ 具体的には、中核市及び特別区における児童相談所の設置に向けて、国と中核市及び都道府県等の関係団体が参画する協議の場を国において設置するほか、児童相談所設置に向けた支援を抜本的に拡充する。

世田谷区及び江戸川区を児童相談所設置市に指定する
政令の閣議決定について

本日、令和2年4月に世田谷区及び江戸川区を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。

追って、令和2年7月に児童相談所の設置を予定している荒川区についても、同様の決定が行われる見込みです。

特別区では、これまで児童相談所移管モデルの策定や児童相談所移管に係る課題の対応策の検討、人材の専門性強化を図るための児童相談所等への派遣研修や特別区職員研修所における各種専門研修の実施、東京都との児童相談所設置計画案の確認作業や児童養護施設等の広域調整に関する協議の実施など、様々な取組を行ってきました。

今回の閣議決定は、長年にわたって積み重ねてきた取組の成果と、これらの取組に関わった特別区職員の思いが結実したものであり、特別区の歴史に大きな画期をなすものであります。

これまでの特別区の取組に対し、多大なご支援、ご協力をいただいた国や東京都をはじめとする関係者の皆さまに、改めて深く感謝を申し上げます。

また、多くの特別区職員の研修を受け入れていただいている東京都、全国の県市及び児童養護施設等の施設関係者の皆さまに、心からお礼を申し上げます。

来年度から、特別区による児童相談所の設置が始まり、その後も開設する区が続くことになります。国や東京都をはじめ、関係者の皆さまには、今後も変わらぬご支援、ご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

折から、虐待により幼い子どもの命が奪われる痛ましい事件が相次いで発生し、児童虐待防止対策の強化が社会的に大きな課題になっています。

国においては、本年8月、児童虐待防止に向けて、国、都道府県及び市区町村における体制強化を進めるため、国と地方団体との協議の場が設置され、特別区も構成員として参画させていただくことになりました。

また、東京都においても、改めて東京全体の児童相談体制を検討することが重要であるとの認識のもと、東京都と区市町村合同で東京都児童相談体制等検討会が設置され、本年5月から検討が開始されています。

特別区としては、こうした協議や検討を踏まえながら、東京都との連携、協力のもと、新しい児童相談行政の姿をつくっていく必要があると考えています。

特別区は、住民生活に密着した基礎自治体として、子どもと家族を地域で支え、安心して、健やかな暮らしが送れるよう、総力を挙げて取り組んでいく所存です。

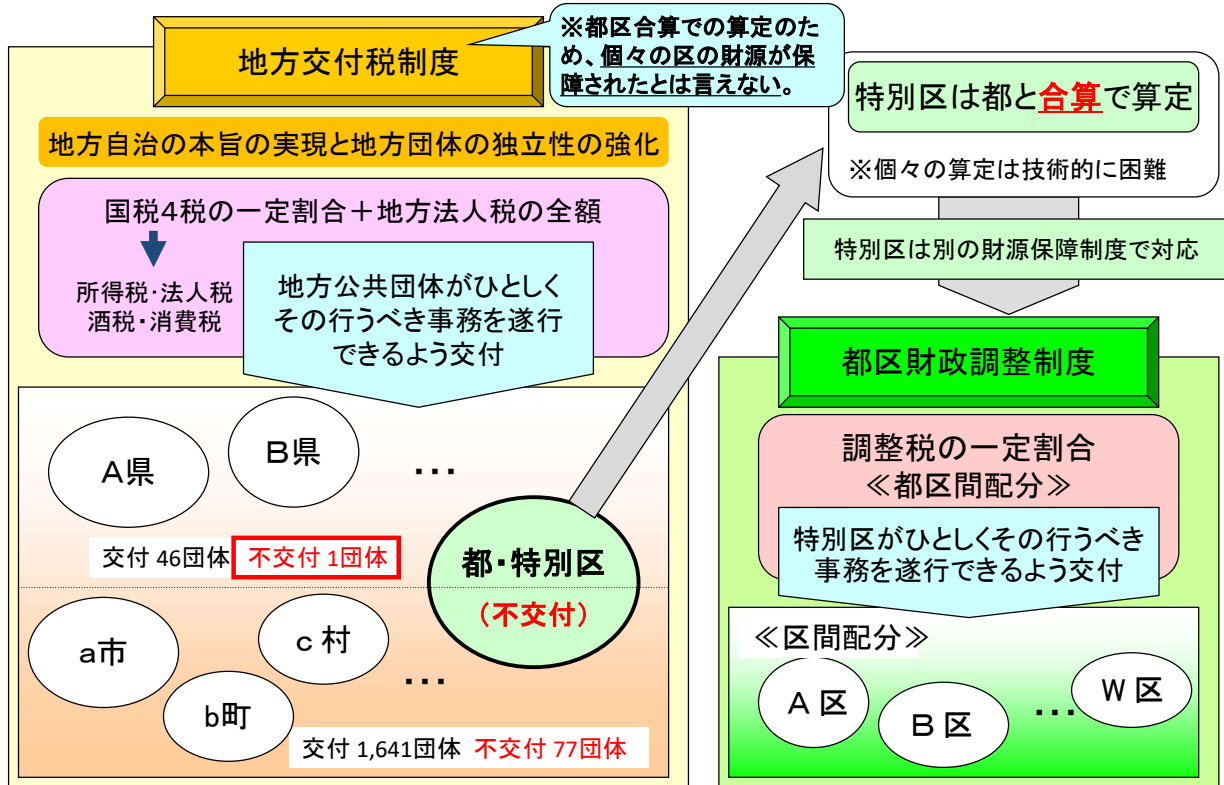
皆さまのご理解、ご支援を衷心よりお願い申し上げます。

令和元年8月22日

特別区長会会長
江東区長 山崎 孝明

IV 都区財政調整制度と協議の現状

2つの財政調整制度



※交付団体数は令和7年度

基準財政需要額－基準財政収入額＝交付額（※収入超過は不交付）

都区財政調整制度が必要な理由

- **大都市としての一体性・統一性を確保するため、事務配分や課税権の特例に対応した財源保障制度が必要**
- **都に留保される事務に市町村税を充てるため、都区間の財源配分が必要**
⇒ 都と特別区の**財源配分機能**
- **特別区相互間に著しい税源の偏在がある中で、行政水準の均衡が必要**
⇒ 特別区の**財源保障機能、財源調整機能**

特別区に関する財政制度上の特例措置

項 目	特別区の特例	特例が置かれている理由
市 町 村 税 (地 方 税 法)	○以下の税目は都が課税 (普通税) ・市町村民税法人分 ・固定資産税 ・特別土地保有税 (目的税) ・事業所税 ・都市計画税	○以下に該当する税を都区財政調整の財源とするため ・特別区相互間において特に税源の偏在が見られる税であること ・都と特別区の財源調整を賄うに足る規模を有すること ・税の使途が制限されていないこと ○事業所税の目的である都市環境の整備事業は広域的な地域を視野に入れて事業展開することが必要 ○都市計画税の目的である都市計画事業のかんりの部分を都が実施、また固定資産税を都が課税
交 付 金 (地 方 税 法)	○以下の交付金は都に交付 ・国有資産等所在市町村交付金 ・国有提供施設等所在市町村交付金	○都が課税する固定資産税に関連する代替措置であるため
地 方 譲 与 税 (各 譲 与 税 法)	○以下の譲与税は都に譲与 ・特別とん譲与税	
地 方 交 付 税 (地方交付税法)	○都区合算(特別区の区域全体を一の市町村とみなし都分と合算算定、都に交付)	○全国の普遍的・標準的な行政水準を確保する交付税制度の中で、都区間の事務や財源区分等の特例に応じた個別算定は技術的に極めて困難 ○交付税制度と都区財政調整制度が相まって都区双方の財源を保障
財 政 調 整 (地 方 自 治 法)	○以下の税目等の一定割合を財源に都が区に特別区財政調整交付金を交付 ・市町村民税法人分 ・固定資産税 ・特別土地保有税 ・法人事業税交付対象額 ・固定資産税減収補填特別交付金※ (※令和3年度から令和8年度に限る) ○都区財政調整に関して都区協議会で協議	○大都市の一体性・統一性を確保するため、事務配分や課税権の特例に対応した財源保障制度が必要 ○都に留保される事務に市町村税を充てるため、都区間の財源配分が必要 ○特別区相互間に著しい税源の偏在がある中で、行政水準の均衡が必要
地 方 債 (地 方 財 政 法)	○地方債を起こす場合、区の普通税以外に都の調整税についても標準税率未満である場合には都知事の許可が必要	○調整税は、特別区民にとって基幹的な税であり、都区財政調整制度を通じて特別区の固有財源的な性格を持つことから、世代間の負担公平の確保が必要

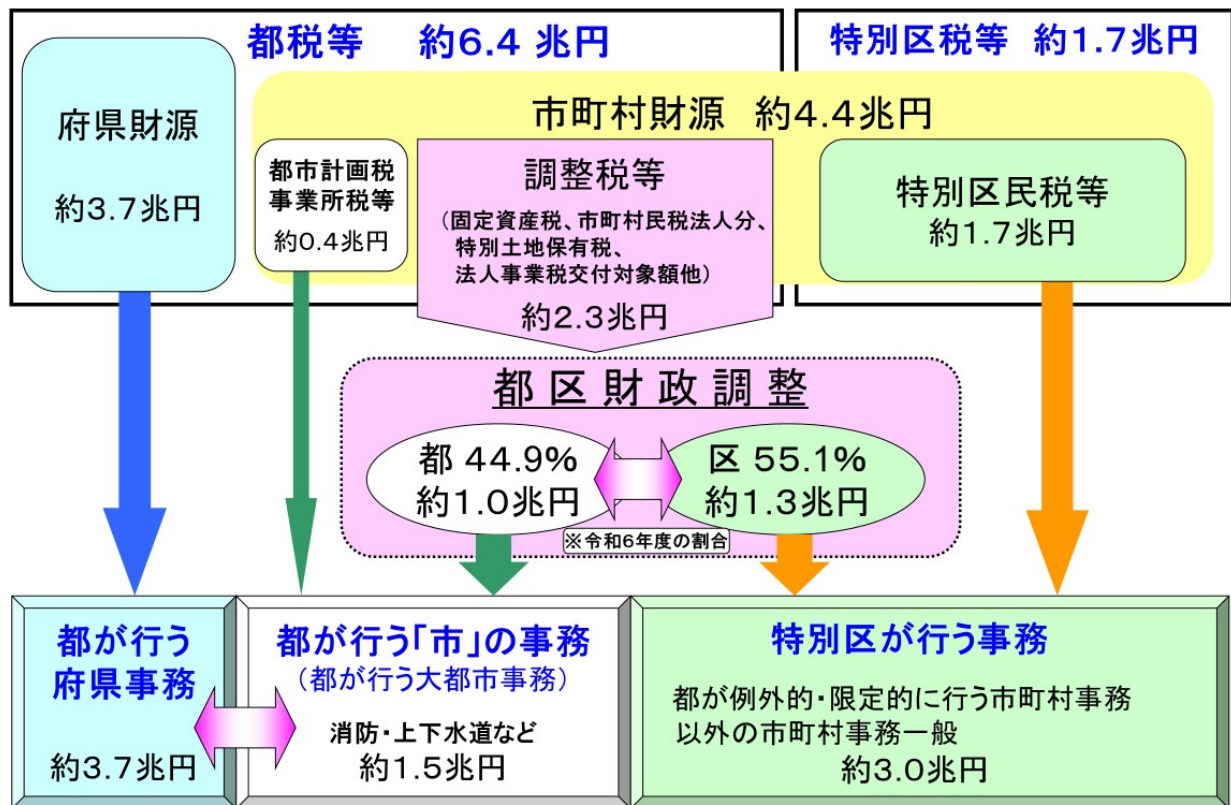
市町村税等の都区配分の状況

(単位：千円)

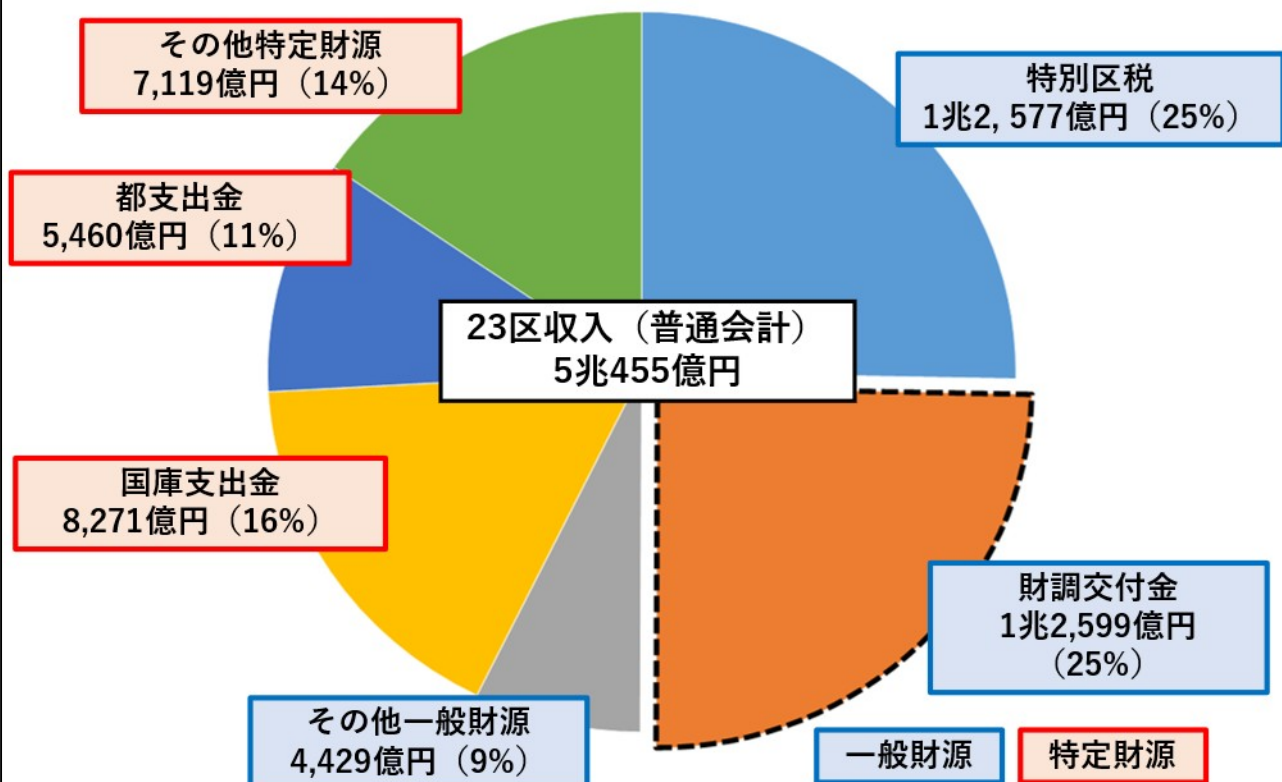
区 分		都	区		備 考
			6年度決算	6年度決算	
市	特 別 区 民 税 (個 人 分)			○	1,172,340,910
	市 町 村 民 税 (法 人 分)	◎ (44.9%)	711,630,231 (319,521,974)	(55.1%)	(392,108,257)
	普 固 定 資 産 税		1,493,255,187		
	純 固 定 資 産 税	◎ (44.9%)	1,480,714,114 (664,840,637)	(55.1%)	(815,873,477)
	国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	○	12,541,073		
	通 軽 自 動 車 税			○	4,782,689
	特 別 区 た ば こ 税			○	79,823,346
	鉱 産 税			○	0
	特 別 土 地 保 有 税	◎ (44.9%)	0 (0)	(55.1%)	(0)
	法 人 事 業 税 交 付 対 象 額	◎ (44.9%)	95,581,064 (42,915,898)	(55.1%)	(52,665,166)
	固 定 資 産 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	◎ (44.9%)	98,813 (44,367)	(55.1%)	(54,446)
	法 定 外 普 通 税			○	281,500
	計	64.66% (29.23%)	2,300,565,295 (1,039,863,949)	35.34% (70.77%)	1,257,228,445 (2,517,929,791)
	入 湯 税			○	479,481
	目 事 業 所 税	○	122,222,146		
	都 市 計 画 税	○	289,783,056		
	水 利 地 益 税				課税していない
	共 同 施 設 税				課税していない
	宅 地 開 発 税				課税していない
町	法 定 外 目 的 税				平成12年4月制度創設
	計	99.88% (99.88%)	412,005,202 (412,005,202)	0.12% (0.12%)	479,481 (479,481)
	合 計	68.32% (36.57%)	2,712,570,497 (1,451,869,151)	31.68% (63.43%)	1,257,707,926 (2,518,409,272)
村	利 子 割 交 付 金			○	6,421,960
	配 当 割 交 付 金			○	33,149,753
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金			○	48,478,256
	地 方 消 費 税 交 付 金			○	283,268,940
	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金			○	46,447
	自 動 車 取 得 税 交 付 金			○	50,165
	自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金			○	5,419,950
	地 方 特 例 交 付 金 等			○	49,595,563
	計				426,431,034
	地 方 揮 発 油 譲 与 税			○	3,344,155
交 付 金	特 別 と ん 譲 与 税	○	238,347		
	自 動 車 重 量 譲 与 税			○	10,234,042
	航 空 機 燃 料 譲 与 税			○	876,258
	森 林 環 境 譲 与 税			○	1,147,239
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金			○	840,331
	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	○	43,548		
	計		281,895		16,442,025
合 計		61.47% (32.90%)	2,712,852,392 (1,452,151,046)	38.53% (67.10%)	1,700,580,985 (2,961,282,331)

(注) ◎は都区財政調整の調整税等。参考として()内に令和6年度の都区間の配分割合で按分した数値を記載した。

都区間の一般財源配分の状況（令和6年度決算）



特別区財政調整交付金の規模（令和6年度）



都区財政調整制度のあらまし

1 都区財政調整制度の意義

都と特別区の間には、他の自治体には見られない、財政調整の仕組みがあります。これは、高度に人口が集中する大都市地域における行政を、広域自治体である都と基礎自治体である複数の特別区の特別な分担関係で処理する都区制度に対応した財政上の特別な制度です。

まず、通常基礎自治体が行っている事務のうち特別区の区域を通じて一体的に処理する必要のある事務（上下水道、消防等）を都が処理する特例に対応して、それに見合う基礎自治体の財源を都にも配分する必要があります。

また、個々の特別区の間には著しい税源の偏在があり、特別区の区域の行政が大都市地域としての均衡を保つためには、特別区間の財源調整を行って、必要な財源を担保する必要があります。

このため、通常基礎自治体の財源とされる税の一部を都が都税として徴収し、都区の協議により、都区間及び特別区間の財政調整を行っており、この仕組みを都区財政調整制度といいます。

平成12年に施行された都区制度改革^(注1)によって、従来政令に委ねられていた都区財政調整制度は、地方交付税と並ぶ法律上の財源保障制度として特別区の財政自主権を支えるものとなりました。

この制度は、地方交付税において都区が合算で算定されている代わりに、特別区全体及び個々の特別区の財源保障を行う役割を果たしているものでもあります。

（注1）都区制度改革：平成12年4月、大都市地域における行政の一体性・統一性の確保に配慮しつつ、特別区の自主性・自立性を強化した改革。その結果、都は広域自治体として、特別区は基礎的自治体として法に明記され、都区間の役割分担及び財源配分の原則が定められた。

2 都区財政調整の目的

都区財政調整の目的は、①都と特別区間の財源の均衡化を図ること、また、②特別区相互間の財源の均衡化を図ること、さらに、③特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保することにあります。

この趣旨に従って、都は条例で特別区財政調整交付金を交付しています。（自治法第282条第1項）

3 特別区財政調整交付金の性格

自治法第282条第2項は、都は、都が賦課徴収する市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税（この三税を「調整税」という）の収入額と法人事業税交付対象額及び固定資産税減収補填特別交付金^(注2)の合算額の一定割合を、「特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように」交付することを定めています。

このことは、都と区の事務配分に応じて、調整税の収入額の一定割合を特別区の「固有財源」として保障するものです。都区制度改革により、法に明記されたことでその性格が一層明確になりました。

この特別区財政調整交付金は、特別区の一般財源であり、その使途は各区の自主的な判断に任されており、国や都がその使途を制限したり、条件をつけることはできません。

（注2）令和3年度から令和8年度までの間、財政調整交付金の財源となる。

4 都区間の協議

都区財政調整は、都税として徴収される三税と法人事業税交付対象額及び固定資産税減収補填特別交付金を原資として、東京都の条例に基づき、特別区への配分割合と算定方法が定められ、都の予算に計上されて、特別区に交付されます。都が条例を定めるに当たっては、都区協議会^(注3)という法定の協議組織の意見を聴く必要があり、そのための事前協議の組織として、都区財政調整協議会を設けて毎年度都区間で協議を行っています。

都区協議会は、都知事をはじめとする都の理事者と、特別区の区長の代表者で構成されており、また都区財政調整協議会は、都の行政部長をはじめとする理事者と、特別区の副区長の代表者等で構成されています。なお、都区財政調整協議会の下に、実務的な検討を行う幹事会が設けられています。

東京都は、この協議での合意を受けて、条例改正、予算措置を行って、条例に基づく一定の基準により特別区ごとの需要額と収入額の計算を行い、不足分を交付します。

(注3) 都区協議会： 地方自治法の規定に基づき、「都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互間の連絡調整を図るため」都と特別区が共同で設ける必置機関（自治法第282条の2）。都知事が特別区財政調整交付金に関する条例を制定する場合は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならないとされている。

5 交付金の総額

交付金の総額は、都が特別区の区域で賦課・徴収する市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の収入額と、法人事業税交付対象額及び固定資産税減収補填特別交付金の合算額に条例で定める一定割合を乗じた額です。

配分割合は令和2年度都区財政調整協議において、児童相談所の設置を踏まえた特例的な対応として、令和2年度から0.1%増やし、55.1%となっています。なお、その後の協議の結果、令和7年度から0.9%増やし、56%となっています。

配分割合は、都区間の事務配分に応じって定められるものであり、税財政制度の改革や都区の役割分担の変更等があった場合に変更することとされています。

なお、現在都が処理している事務のうち基礎自治体の財源で処理すべき範囲が明確にされていないため、都区間の役割分担の明確化とそれに応じた財源配分の整理が以前から課題とされています。

$$\begin{aligned} \text{交付金の総額} = & (\text{固定資産税} + \text{市町村民税法人分} + \text{特別土地保有税} + \\ & \text{法人事業税交付対象額} + \text{固定資産税減収補填特別交付金}) \times \text{一定割合 (56\%)} \end{aligned}$$

6 交付金の種類

交付金には、普通交付金と特別交付金の2種類があります。

普通交付金の総額は、交付金の総額に100分の94を、特別交付金の総額は、交付金の総額に100分の6を乗じて得た額に相当する額です。

(1) 普通交付金

基準財政需要額^(注4)が、基準財政収入額^(注5)を超える区に対し交付されます。

(2) 特別交付金

普通交付金の算定期日^(注6)後に生じた災害等により特別の財政需要があるなどの事情がある区に対して、当該区の申請に基づき年2回に分けて交付されます。

(注4) 基準財政需要額： 各特別区が標準的水準で行政を行う場合に必要な経費のうち一般財源で賄うべき額を一定の基準により算定したものをいう。

(注5) 基準財政収入額： 各特別区の一般財源収入額を一定の基準で算定したものをいう。

(注6) 普通交付金の算定期日：毎年度4月1日現在により、算定する。

7 普通交付金の算定

(1) 算定の考え方

各特別区に交付される普通交付金の額は、交付金の総額の範囲内で、地方交付税に準じた方法で算定されます。

(2) 算定方法

各区に交付されるべき普通交付金の額は、各区ごとに算定された財源不足額であり、次の式で表されます。

$$\boxed{\text{財源不足額}} = \boxed{\text{基準財政需要額}} - \boxed{\text{基準財政収入額}}$$

(3) 基準財政需要額の算定

基準財政需要額は、各特別区が標準的な行政を賄うのに必要な経費について、国庫支出金等の特定財源を充てる分は除き、一般財源で対応すべき額を算出するものです。

具体的には、特別区の平均的な規模である35万人規模の団体を想定し（これを「標準区」といいます。）、そこでどのような経費が標準的に必要となるかを設定し、これをもとに、人口規模等に応じて増減させることにより、各特別区の必要額を積算する手法がとられています。

これは、算定を合理的に行うとともに、各特別区の自主的な財政運営に支障が生じないよう、できる限り自動的、客観的な方法で算定しようとするものです。

ア 経費の種類

基準財政需要額は、経常的経費と投資的経費に分かれ、さらに民生費や土木費等の各費目に区分されています。

経常的経費には、議会総務費、民生費、衛生費、清掃費、経済労働費、土木費、教育費、その他諸費の8費目、投資的経費には、その他諸費を除く7費目があります。

イ 算定方法

具体的な算定は、費目ごとに次の式によって積算した額を合計して求められます。

$$\boxed{\text{単位費用}}^{(\text{注7})} \times \boxed{\text{測定単位}}^{(\text{注8})} \times \boxed{\text{補正係数}}^{(\text{注9})}$$

測定単位とは、それぞれの費目ごとに、最も相関すると考えられる指標（人口や道路面積等）であり、それぞれの費目ごとに標準区で設定した必要経費を標準区の測定単位で割り返したもの（測定単位が人口であれば、一人当たりの必要経費となります。）が単位費用です。

この単位費用に各特別区の測定単位の数値を掛け合わせて、それぞれの特別区の必要額を算出することになりますが、実際の必要経費は、単純に測定単位の大きさに正比例して増減するわけではありません。

そこで、実際の姿とかけ離れた算定にならないよう、一定の補正を行うのが、補正係数です。

(注7) 単位費用：標準区（特別区の標準的な人口規模である35万人の団体を想定したもの）における費目ごとの測定単位あたりの一般財源所要額。

(注8) 測定単位：費目ごとに、最も相関すると思われる指標として設定したもの（人口、道路面積、児童数等）。

(注9) 補正係数：団体の規模に正比例しない経費について、実際の所要額とかけ離れた算定にならないよう、測定単位の数値を補正する係数。

(4) 基準財政収入額の算定

基準財政収入額は、基準財政需要額に充てられる各特別区の特別区税や地方譲与税等の一般財源収入額を見込むものです。

このうち、地方譲与税等及び地方消費税交付金のうち地方消費税率引上げに伴う増収分以外は、見込額の85%分を基準財政収入額として算定し、15%分は、各特別区が基準財政需要額に相当する経費以外の財源に使えるようにしています。

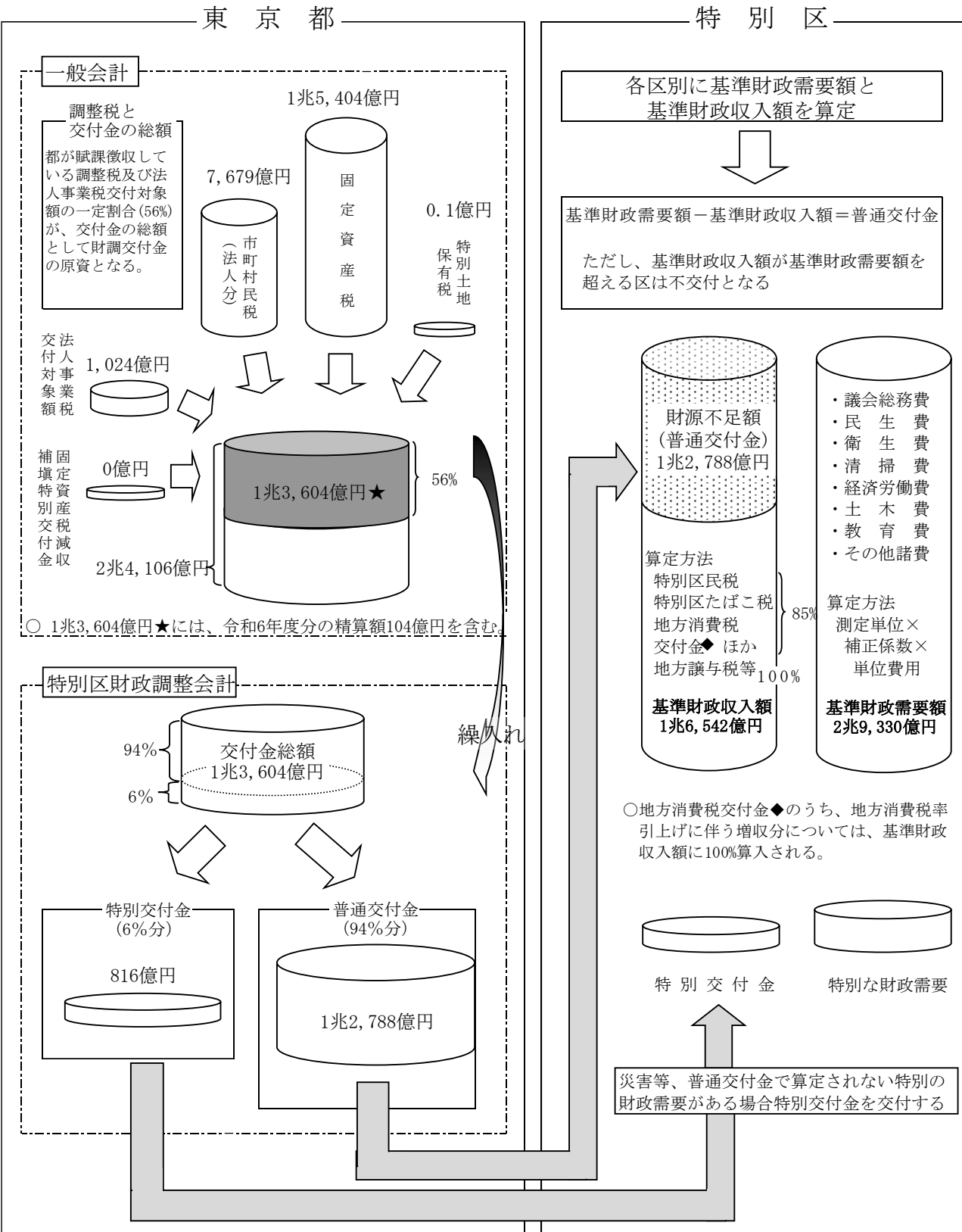
特別区全体の見込額をもとに、税目等ごとの過去3カ年の構成比等により各特別区の額が算定されます。

$$\boxed{\text{基準財政収入額}} = (\boxed{\text{標準的な地方税収入見込額}} \times 85\%) + \boxed{\text{地方譲与税等及び地方消費税交付金のうち地方消費税率引上げに伴う増収分の見込額}}$$

特別区財政調整交付金算定の仕組み

特別区財政調整交付金算定の仕組み

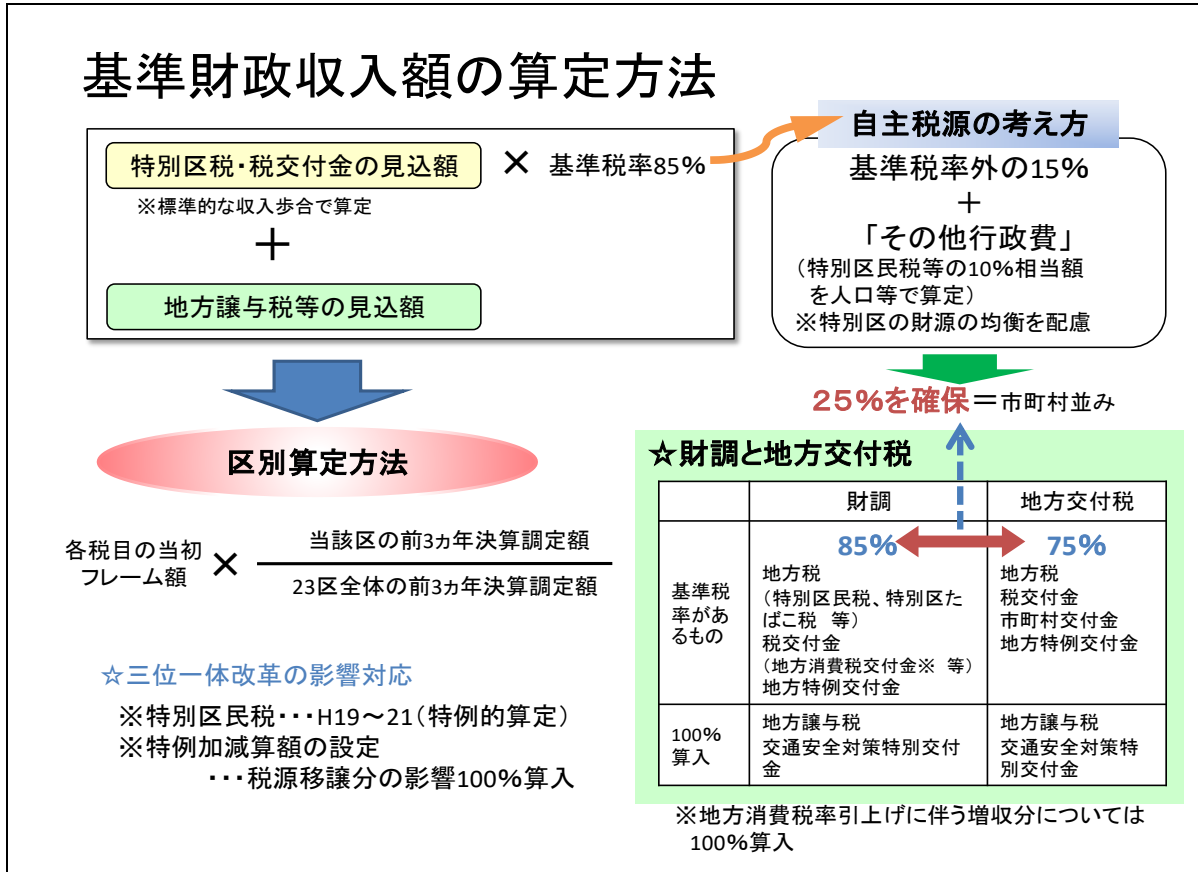
(図中の数値は、令和8年度フレーム(注)に基づく)



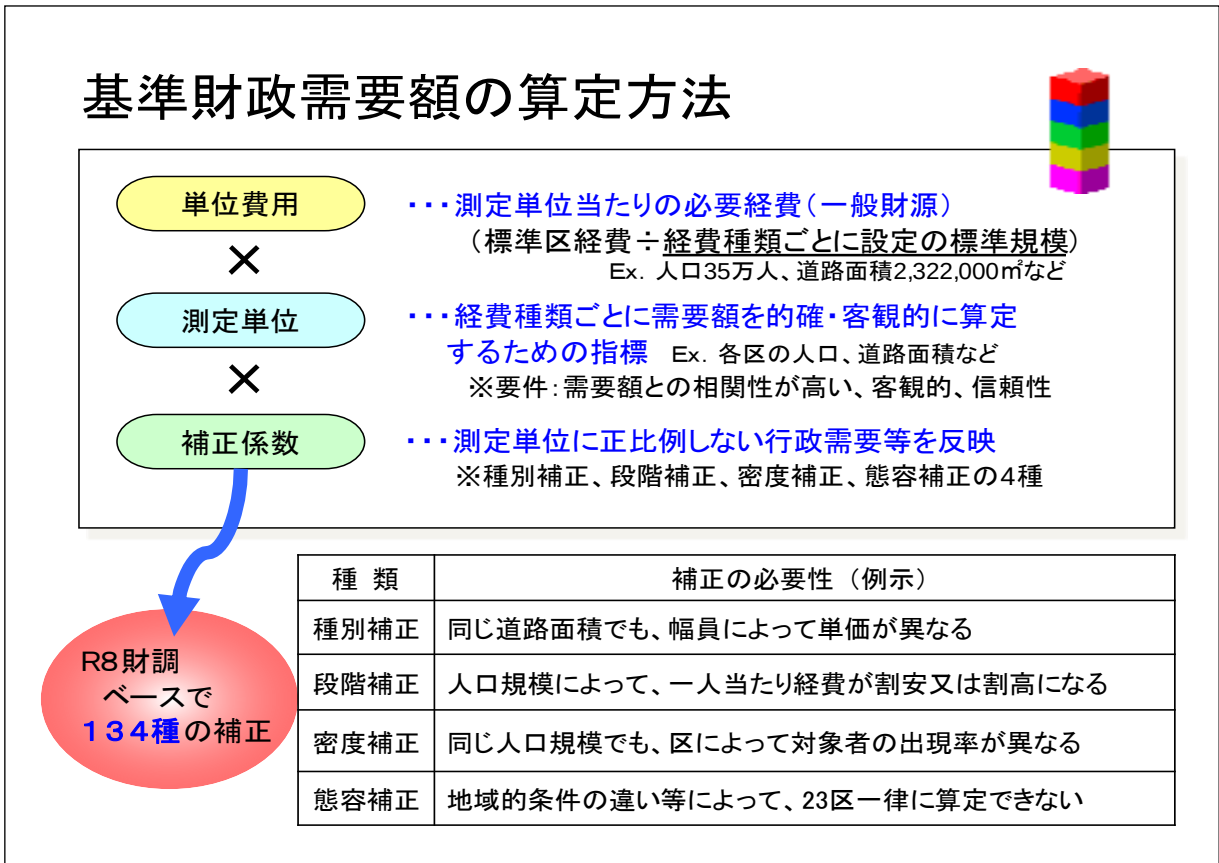
※端数の調整により合計が合わない場合がある。
(注)フレーム：都区財政調整方針に基づく算定見込額

交付金の算定方法

①基準財政収入額



②基準財政需要額



基準財政需要額及び基準財政収入額の算定例

(令和7年度)

【標準区】…人口35万人の特別区を想定

(例) 経常的経費 民生費 社会福祉費

基準的経費	
社会福祉総務費	693,075,516円
地域福祉計画作成	1,543,980円
基準的経費合計 A	11,292,489,399円
特定財源	
分担金及び負担金	27,511,460円
国庫支出金	3,649,080,000円
特定財源合計 B	5,592,491,460円
差引一般財源 C = A - B	5,699,997,939円
測定単位の数値 D	350,000人
単位費用 E = C / D	16,286円

標準区とは、単位費用を算出するために、人口等の測定単位が23特別区の平均に近い標準的な行政規模をもつと想定した架空の特別区である。

次の補正係数の連乗加算

- ・ 段階補正係数(a) ----- 1.039
固定費の影響を補正
- ・ 密度補正係数 I (b) --- 0.989
心身障害者福祉手当及び難病
手当支給件数の多少による経
費の増減を補正
- ・ 密度補正係数 II (c) --- 1.007
自立支援医療(更生医療)の
うち生活保護受給者のレセプ
ト件数の多少による経費の増
減を補正
- ・ 態容補正係数(d) --- 1.051
児童発達支援センターの管理
運営経費を加算

・ 連乗加算の方法

$$a + (b-1) + (c-1) + (d-1)$$

【A区(人口222,450人)の基準財政需要額】

(例) 経常的経費 民生費 社会福祉費

$$\text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数} = \text{算定額}$$

$$16,286\text{円/人} \times (222,450\text{人} \times 1.086) = 3,934,388\text{千円}$$

補正後の測定単位の数値 241,581人

R7.4.1現在
日本人人口+外国人人口

経常的経費	
議会総務費	10,622,537千円
民生費	
社会福祉費	3,934,388千円
老人福祉費	3,504,813千円
生活保護費	3,600,980千円
投資的経費	
合計	73,083,719千円

【A区の基準財政収入額】

23区全体の基準財政収入見込額	
× A区の決算調定額のシェア	
特別区民税 1,078,925,949千円 × シェア	
軽自動車税環境性能割 278,588千円 × シェア	
合計	25,599,185千円

【A区の普通交付金算定】

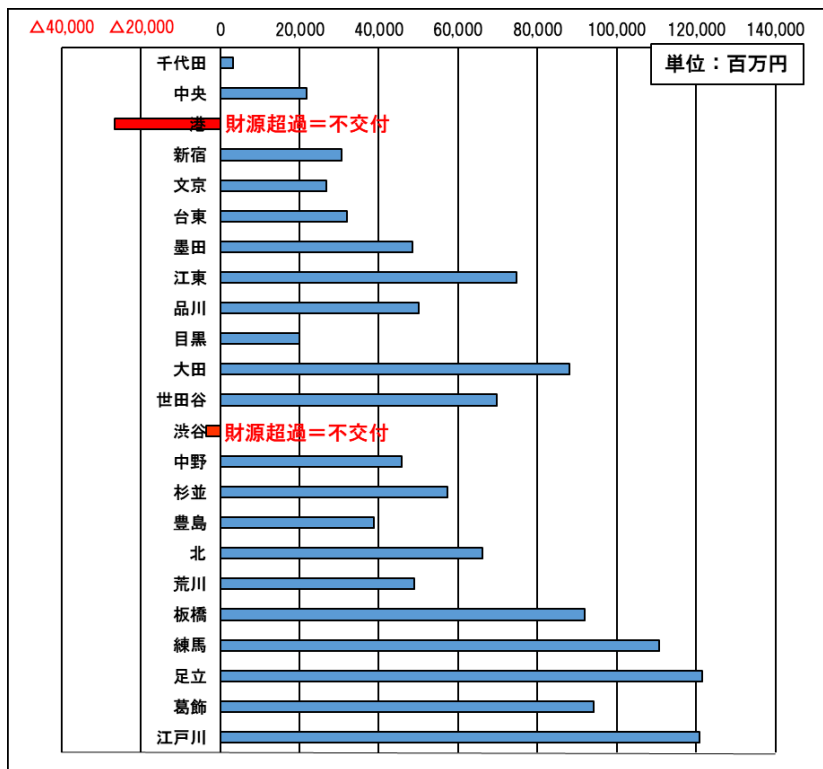
$$\text{普通交付金 (= 財源不足額)} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

$$47,484,534\text{千円} = 73,083,719\text{千円} - 25,599,185\text{千円}$$

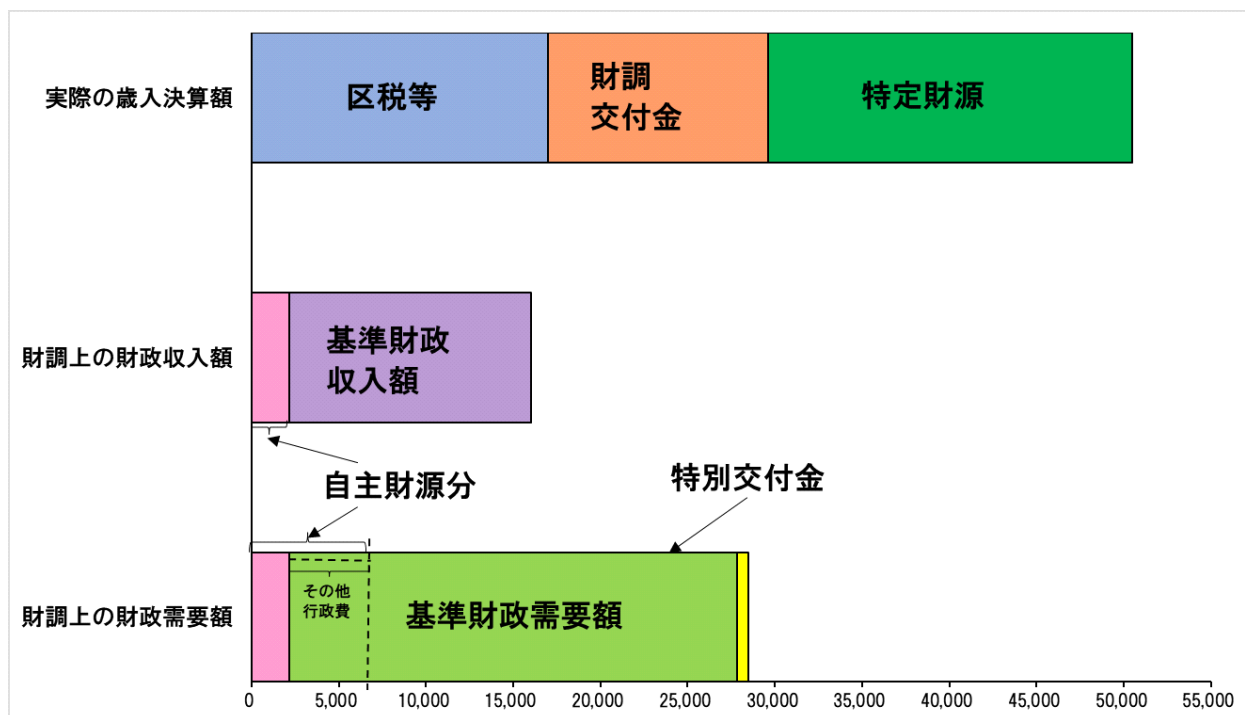
普通交付金区別算定額（令和7年度）

単位：百万円

	基準財政 需要額	基準財政 収入額	普通交付金
千代田	36,282	33,099	3,183
中央	67,373	45,631	21,742
港	83,497	110,135	0
新宿	97,329	66,709	30,620
文京	72,459	45,688	26,772
台東	65,000	32,920	32,080
墨田	85,210	36,709	48,501
江東	150,760	76,061	74,699
品川	119,884	69,830	50,054
目黒	77,173	57,205	19,968
大田	190,311	102,337	87,973
世田谷	226,729	157,007	69,721
渋谷	67,845	71,435	0
中野	93,084	47,294	45,790
杉並	143,004	85,704	57,300
豊島	83,556	44,764	38,792
北	108,913	42,820	66,092
荒川	74,543	25,599	48,944
板橋	158,440	66,474	91,966
練馬	202,329	91,715	110,614
足立	194,933	73,451	121,482
葛飾	143,560	49,375	94,186
江戸川	198,476	77,709	120,767
計	2,740,692	1,509,674	1,261,246



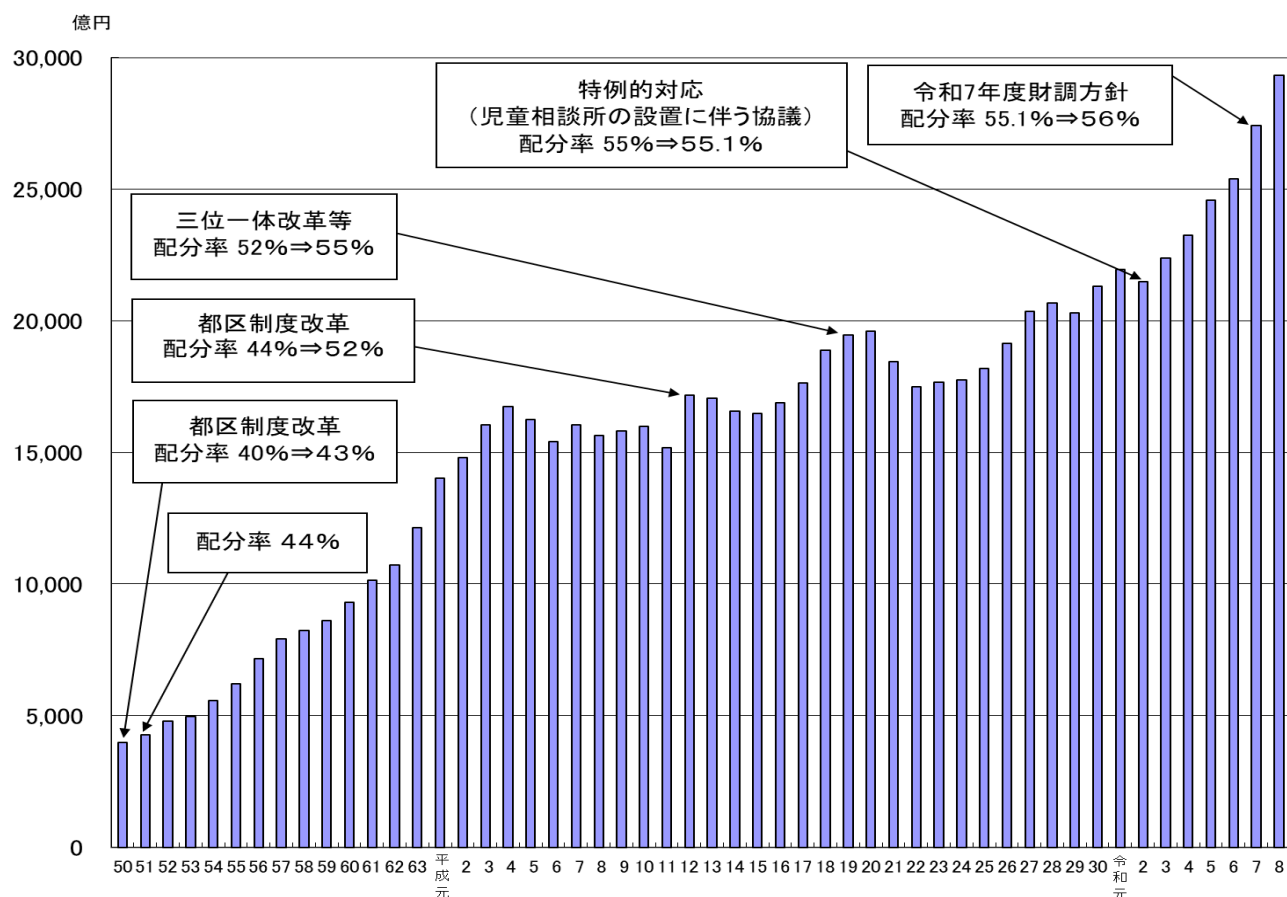
歳入決算額と財調算定額との関係（令和6年度決算）



都区財政調整関係協議の主な経緯

年 次	都 区 間 配 分	需要算定（区間配分）
昭和50年 （都区制度改革）	移管等に伴う変更 (40%⇒43%、44%) ※配分のあり方は別途検討	一件算定⇒単位費用化
昭和54年～ （都財政再建）	都区双方の決算を基礎に配分検討 ※分析結果は合意に至らず、引続きの検討課題に	都補助金の財調振替え
平成4年～ （バブル崩壊の影響）	平成10年度財調⇒繰延べ措置の決着 ※小中学校改築経費の財源措置は都区制度改革時に協議	需要算定の繰延べ措置
平成10年 （自治法改正）	大都市事務決算分析 ※分析結果は合意に至らず （方式自体の限界）	
平成12年 （都区制度改革）	清掃事業の移管等に伴う変更 (44%⇒52%) ※配分割合の変更事由を確認（税財政制度の改正や役割分担変更等） ※役割分担を踏まえた財源配分のあり方は別途協議（主要5課題）	需要算定の改善合理化 普通交付金 95%⇒98%
平成15年～	主要5課題協議 ※都の大都市事務分析の結果は合意に至らず ※財源配分のあり方は、今後の都区のあり方の検討結果に従い整理	
平成19年	当面の配分率決着 (52%⇒55%) ・三位一体改革の影響 2% ・都補助金の区自主事業化 1% 都区のあり方検討を開始 （事務配分、区域、税財政）	特別交付金 2%⇒5% 区側の自主的な調整結果反映の取組みを強化
令和2年～	児童相談所の設置に伴う協議 (55%⇒55.1%) ※特例的な対応として令和2年度から配分割合を55.1%とし、配分割合のあり方について、令和4年度に改めて協議	
令和7年～	令和4年度以降の議論の結果 (55.1%⇒56%) ※令和7年度財調方針により変更	特別交付金 5%⇒6%

都区財政調整基準財政需要額の推移



都区間配分割合変更の考え方

✳ 配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分または役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する。

※ H 12.3.28 都区協議会「都区制度改革実施大綱」

事例

◆ 平成12年度 44 ⇒ 52% …… 【役割分担の大幅な変更】

➢ 清掃事業の移管等 8%

◆ 平成19年度 52 ⇒ 55%

➢ 三位一体の改革の影響 2% …… 【税財政制度の改正】

➢ 都補助事業の一般財源化 1% …… 【役割分担の大幅な変更】

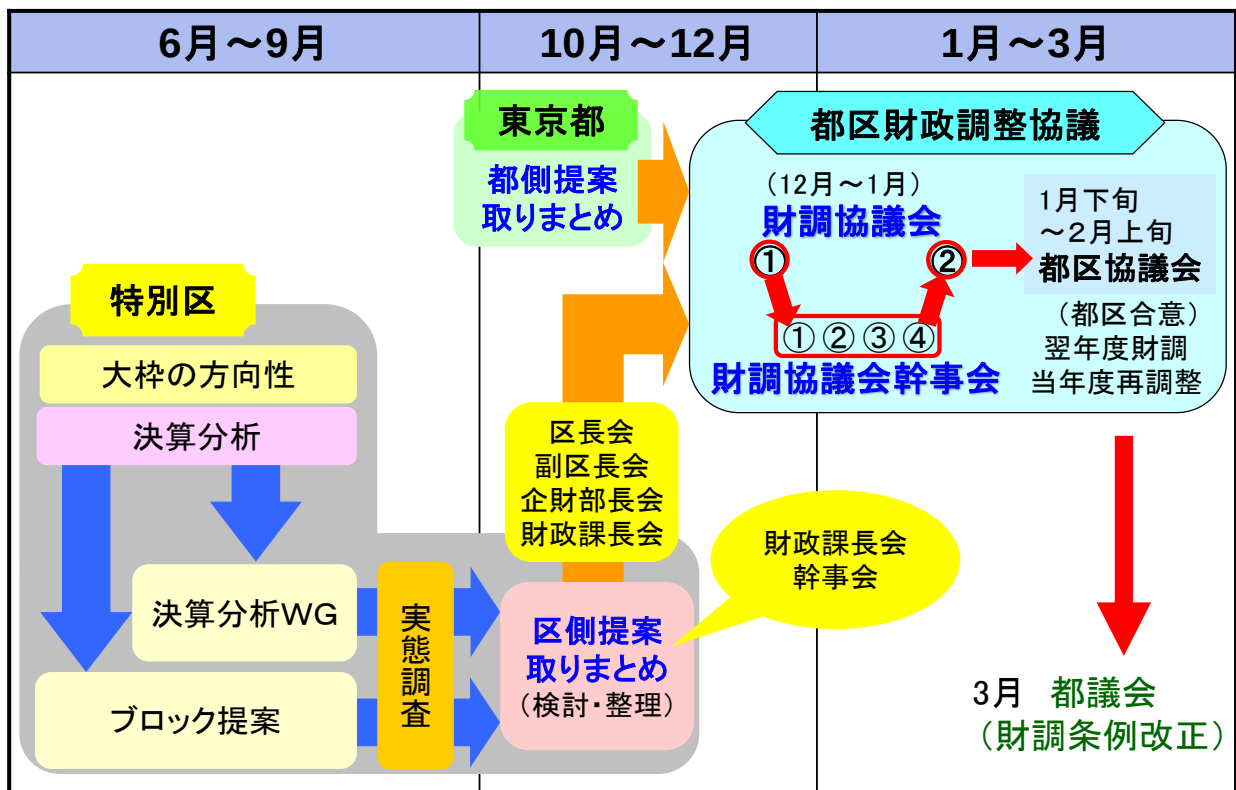
◆ 令和 2年度 55 ⇒ 55.1% …… 【特例的な対応】

➢ 児相運営の都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から 0.1%

◆ 令和 7年度 55.1 ⇒ 56% …… 【令和7年度財調方針】

➢ これまでの検討経緯や区長会における議論の結果 1% ※特例的な対応の0.1%分含む

都区財政調整協議の流れ



令和8年度都区財政調整区側提案事項

- 大規模な税制改正や、都区の役割分担の変更等が行われる場合には、その影響額を見極めたうえで、特別区に必要な需要額が担保されるよう配分割合の見直しを行うこと。
- 投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映など、特別区の実態を踏まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の需要を含め、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう整理すること。
- 特別交付金、都市計画交付金について、課題の解決に向けて具体的な検討を進めること。

令和8年度都区財政調整協議結果のポイント

◇物価高騰による経済への影響など、財政環境の先行きを見通すことが困難な中での協議

基準財政収入額 1兆6,542億円（前年度比 1,446億円増 9.6%）

基準財政需要額 2兆9,330億円（前年度比 2,029億円増 7.4%）

交付金の総額 1兆3,604億円（前年度比 621億円増 4.8%）

◇変更事由に該当する状況がないため、配分割合の見直しは主張せず

＜参考＞平成12年3月28日 都区協議会「都区制度改革実施大綱」

「配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分または役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する。」

（例）平成12年度 44 ⇒ 52%（清掃事業の移管等 8%）

平成19年度 52 ⇒ 55%

（三位一体改革の影響 2%、都補助事業の区自主事業化 1%）

令和2年度 55 ⇒ 55.1%（特例的な対応 0.1%）

令和7年度 55.1 ⇒ 56%

（令和7年度財調方針 1% ※特例的な対応の0.1%分含む）

◇既算定経費の全般的な検証により、投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映など区側の自主的な調整結果を多くの事項について反映

（新規7、算定充実9、見直し7、算定方法改善等13、その他2）

＜参考＞令和8年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性（令和7.6.16 区長会総会決定）

「自主・自律的な区間調整の一環として、引き続き現行算定の妥当性をあらゆる視点から検証するとともに、各区の自主性が担保される算定に改めていくことを基本とする。」

◇都区財政調整協議上の諸課題については、下記のとおり

○特別交付金

（i）交付率の変更等

＜区側の主な見解＞

○ 特別交付金の算定の予見性・透明性・公平性の向上や事務負担軽減を図るため、以下の実態に合わせた交付率の変更等に係る算定の改善を提案

- ・算定項目「Cーウ その他特別の事情」について、現在示されていない交付率を、「原則4分の1」と明示するとともに、交付率の引上げの目安を作成し明示
- ・算定項目「Bーエ 特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要」について、原則の交付率を算定事業の「2分の1」から「3分の2」に変更

<都側の主な見解>

- 交付率の変更等の検討では、景気後退時の調整税等の減収局面も考慮する必要があり、単に直近の実態のみをもって交付率の変更を行うべきではない
- 交付率の引上げは、算定ルールに則り、財源状況に応じて実施するものであるため、あらかじめ目安を作成し明示するものではない

<結果>

- 今回の協議では、都区双方の見解を一致させることができなかった。都側の見解も踏まえ、今後、区側において検証をしていく

(ii) 算定項目「Cーイ」の算出方法の変更

<区側の主な見解>

- 算定項目「Cーイ 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応」の算出方法について、財調単価による算定額と実績額に乖離が生じていること、昨今の建築資材の高騰等による影響を踏まえ、現行の財調単価による算定と実績額による算定を比較して、いずれか少ない額で算定する算出方法を、実績額による算定に見直すことを提案

<都側の主な見解>

- 「Cーイ」の算出方法が、都区で合意したルールに則り、各区の事業の規模や単価のグレード差を調整していることを踏まえると、何故調整を行う必要がなくなったのか明確な説明がない以上、実績額による算定に変更すべきではない
- 昨今の建築資材の高騰等による影響については、財調単価を用いて分割交付を行う場合の精算方法を見直し、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均を基に精算すべき

<結果>

- 社会・経済情勢の変化や建築資材の高騰等の影響を受けた特別区の実態を踏まえると、実績額で算出する方法が、今日的な手法として妥当であるという区側の考えに変わりはないが、現下の状況を看過することができないことから、都側の見解を踏まえ、事業終了年度に申請初年度から事業終了年度までの平均財調単価を基に精算する修正案を区側から提示

⇒ 区側修正案に沿って整理

(iii) 来年度以降の対応

- 特別交付金の割合が 6%になった後の算定結果が明らかとなることを踏まえ、算定ルールの見直しについて、引き続き協議していくと主張

○都市計画交付金 ※令和8年度予算 300 億円（都市計画税 3,009 億円）

<区側の主な見解>

- 特別区が行う都市計画事業をより計画的に推進できるよう以下の内容について、具体的に協議すべきと提案
 - ・ 都区双方の都市計画事業の実績に見合った財源の確保

- ・全都市計画事業の交付対象化
- ・交付率の上限撤廃
- ・都市計画公園整備事業に係る単価の算定方法を改善
- ・都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細の提示

<都側の主な見解>

- 特別区における都市計画事業の円滑な実施は、重要と考えており、これまでも、各区に都市計画事業の実施状況や課題等を伺い、必要な予算額を確保してきた
- 今後も引き続き、各区における都市計画事業の実施状況等を勘案しつつ、適切に対応していく

<結果>

- 都側から従来の主張が繰り返され、前向きな見解が示されず、踏み込んだ議論に至らず

都区協議会における特別区長会会長発言概要

令和8年2月3日

今年度の都区財政調整協議は、物価高騰による経済への影響、不合理な税制改正の懸念等、都区を取り巻く財政環境の先行きを見通すことが困難な中での協議となった。

まず、都区間の財源配分に関する事項について、配分割合の変更事由にあたる事項はないことから、現行の配分割合の下、協議を行なってきた。

次に、特別区相互間の財政調整について、第一子無償化への対応など、区側提案の多くを反映することができた。

このように協議の取りまとめに至ったのは、都区双方の努力の成果だと考えている。

継続して検討が必要な課題については、引き続き、真摯に協議に取り組んでいく。

また、昨年12月19日に取りまとめられた令和8年度与党税制改正大綱では、地方法人課税に対する措置に加えて、固定資産税について、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得るとされ、都区の貴重な税源をさらに吸い上げようとする動きが見受けられる。

このような国の動きは、決して看過できるものではない。都区で連携して「不合理な税制改正」に、断固として反対していきたいと考えている。

最後に、都と特別区には安全・安心なまちづくりや少子・超高齢社会への対応など、取り組むべき喫緊の課題が山積しており、都民・区民のために、これまで以上に連携し、東京の未来を共に創り上げていかなければならないと考えている。

今後も都区が真摯に協議を重ねながら、課題の解決に当たっていくことを期待して、協議案を了承する。

特別交付金に関する特別区の主張

背景

- 特別交付金の割合が6%に変更になったことを踏まえ、透明性、公平性を高めるよう、算定ルールの見直しを検討する。

令和8年度財調協議

- 区側は、特別交付金の算定の予見性、透明性・公平性の向上や事務負担軽減を図るため、以下の実態に合わせた交付率の変更等に係る算定の改善を提案した。
 - ・算定項目「Cーウ その他特別の事情」について、現在示されていない交付率を、「原則 4 分の 1」と明示するとともに、交付率の引上げの目安を作成し明示
 - ・算定項目「Bーエ 特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要」について、原則の交付率を算定事業の「2分の 1」から「3 分の 2」に変更
- 都側は、景気後退時の調整税等の減収局面も考慮する必要がある、単に直近の実態のみをもって交付率の変更を行うべきではない、また、交付率の引上げは、算定ルールに則り、財源状況に応じて実施するものであるため、あらかじめ目安を作成し明示するものではないとして、都区双方の見解を一致させることができなかった。
- 区側は、算定項目「Cーイ 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応」の算出方法について、財調単価による算定額と実績額に乖離が生じていること、昨今の建築資材の高騰等による影響を踏まえ、現行の財調単価による算定と実績額による算定を比較して、いずれか少ない額で算定する算出方法を、実績額による算定に見直すことを提案した。
- 都側は、「Cーイ」の算出方法が、都区で合意したルールに則り、各区の事業の規模や単価のグレード差を調整していることを踏まえると、何故調整を行う必要がなくなったのか明確な説明がない以上、実績額による算定に変更すべきではなく、財調単価を用いて分割交付を行う場合の精算方法を見直し、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均を基に精算すべきとの見解を示した。
- 区側から、社会・経済情勢の変化や建築資材の高騰等の影響を受けた特別区の実態を踏まえると、実績額で算出する方法が、今日的な手法として妥当であるという区側の考えに変わりはないが、現下の状況を看過することができないことから、都側の見解を踏まえ、事業終了年度に申請初年度から事業終了年度までの平均財調単価を基に精算する修正案を提案し、区側修正案に沿った整理がされた。
- 区側は、特別交付金の割合が 6%になった後の算定結果が明らかとなることを踏まえ、算定ルールの見直しについて、引き続き協議していくと主張した。

今後の課題

- **特別交付金の割合が6%になった後の算定結果が明らかとなることを踏まえ、算定ルールの見直しについて、引き続き検討する。**

【参考】特別交付金の割合の変遷

年度	割合	説明
昭和40年度	2%	地方自治法の改正・財調条例に明記
昭和57年度	4%	大規模・特例的事業分を2%上乗せ
昭和60年度	5%	大規模・特例的事業分を3%に拡大
平成12年度	2%	大規模・特例的事業分の3%を普通交付金へ移行 ・一般特交(2%)の運用については、現行どおり ・大規模な臨時・特例的事業については、事業の一部が普遍化、恒常化しているため、基準財政需要額に統合して算定
平成19年度	5%	・「その他特別な事情に要する経費」に対する特別交付金措置の拡充(措置率の改善、対象経費の追加) ・普通交付金では対応できない不交付区の三位一体改革減収影響に対する激変緩和措置
令和7年度	6%	・配分割合の変更とセットで6%に引き上げ

特別交付金の算定に関する運用について

一部改正	平成 24 年 1 月 10 日
一部改正	平成 25 年 1 月 8 日
一部改正	平成 27 年 1 月 7 日
一部改正	平成 29 年 2 月 2 日
一部改正	令和 2 年 1 月 28 日
一部改正	令和 7 年 2 月 3 日
一部改正	令和 8 年 2 月 3 日

1 申請対象経費

(1) 実績交付

特別区財政調整交付金における特別交付金の算定対象となる経費は、基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった財政需要であり、かつ、当該年度に発生した特別の財政需要等であって、当該年度に支出した、又は支出が見込まれる事業費（事務費を除く。以下同じ。）のうち、国庫補助金等の特定財源を控除した一般財源とする。

ただし、災害等のための特別の財政需要を事由とする経費及び災害等のための財政収入の減少を事由とする減免については、前年度の 1 月 1 日から当該年度の 12 月 31 日までの間に支出した事業費のうち国庫補助金等の特定財源を控除した一般財源並びに特別区税を軽減し、又は免除した額とする。

(2) 分割交付

上記(1)にかかわらず、事業費が多額であるもの又は複数年度にわたる事業で後年度負担が多額となるものについては、対象事業の全体経費を把握した上で予め交付率を決定し、平準化した算定額を分割して交付する。

① 事業費が多額であるもの

ア 対象事業

原則として当該年度に支出した、又は支出が見込まれる事業費が多額であると認められる事業をいう。

イ 算定方法

分割交付の期間を該当区と協議し、算定額を平準化する。

② 複数年度にわたる事業で後年度負担が多額となるもの

ア 対象事業

原則として当該年度における各特別区の予算において翌年度以降の債務負担行為を計上しており、かつ、後年度負担が多額となると認められる事業をいう。

イ 対象経費

原則として各特別区が作成した実施計画により把握する。

ウ 申請年度及び算定方法

申請は、当該事業に着手した年度以降に申請できるものとし、申請年度から終了年度までの期間で総事業費（申請年度以前に事業に着手している場合は、申請年度以前の事業費を控除する。以下同じ。）を把握し、算定額を平準化する。また、確定額との精算は、分割交付の終了年度に行う。

なお、計画の変更が行われた場合は、変更後の総事業費を計画の変更年度から終了年度までの期間で平準化する。

2 算定項目

算定項目は、大区分（ＡＢＣ）、小区分（アイウエ）に区分することとし、各特別区が次の区分に応じて申請した経費等について、当該区分に応じた交付率によって算定する。

区 分	説 明	交付率
A 普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要又は財政収入の減少		
ア 災害等の復旧に要する経費	「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な天然現象又は大規模な火事若しくは爆発等により生ずる被害をいう。 「復旧に要する経費」とは、災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設等の従前の効用を復旧するための経費を含む。）ことを目的とする経費をいう。 災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設等を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において、これに代わるべき必要な施設等を整備することを目的とするものは、災害復旧に要する経費とみなす。	2/2
イ 災害等の応急対策に要する経費	「応急対策に要する経費」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために要する経費をいう。	2/2
ウ 災害減免による財政収入の減少	「災害減免」とは、災害が当該特別区の区域内に広範囲に発生した場合において、特別区長が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき、その都度災害減免条例を定めて特別区税を減免することをいう。	2/2
エ その他災害等に要する経費	上記アからウ以外の災害等に類する経費をいう。	2/2
B 基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要		
ア 災害等の未然防止に要する経費	防空壕埋戻し工事、橋りょう耐震補強、防災拠点整備等、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐために要する経費をいう。	2/2
イ 公害対策等緊急の環境改善に要する経費	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下等、人の健康又は生活環境を改善するために要する経費及び生活環境の安定向上が阻害されている地域において生活環境を改善するために要する経費をいう。	2/2
ウ 地方交付税（市町村分）の算定対象であるが、都区財政調整においては普通交付金の算定対象となっていない財政需要	上記Ａ及びＢ、ア並びにイに該当しない事業で、地方交付税に関する法令の規定による算定方式に準じて算定する。 ただし、算定方式に準じて算定することが困難である場合又は算定方式による算定額と実績額とに乖離があり、当該算定が他の算定に比して著しく均衡を失すると認められる場合には、申請内容を総合的に勘案して算定する。	原則 1/2 以 上
エ 特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要	今後普遍性が見込まれる、あるいは普遍性が欠けてきた、又は不定期に発生する等、普通交付金の算定対象となっていない事業に要する経費について、算定する。	原則 1/2 以 上
C その他特別の事情		
ア 災害以外の緊急に対応すべき特別の事情	事件・事故など突発的事象、情勢変化、国の補正予算等により緊急に対応すべき特別の事情が生じた場合に、これに対応する経費について算定する。	原則 1/3 以 上

区 分	説 明	交付率
イ 普通交付金算定対象外施設に係る 老朽化への緊急対応	普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応に要する経費は次の方法により算出する。 1 定 義 (1) 「普通交付金算定対象外施設」とは、この運用上、別表のとおりとする。 (2) 「老朽化への緊急対応」とは、施設の老朽化に伴い、大規模改修（原則として施設全面にわたる一種以上の工種による修繕、改良又は改修をいう。）又は改築を行うことをいい、施設の維持補修は含まないものとする。 2 算出方法 次のいずれか少ない額を、普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応に要する経費とみなす。 (1) 財調単価による算定 特別区財政調整交付金普通交付金の投資的経費に係る建築単価（大規模改修の場合は、大規模改修単価に25を乗じて得た額、改築の場合は、改築単価）に整備面積を乗じて得た額（1（2）②に規定する複数年度にわたる事業で後年度負担が多額となるものは、申請年度から終了年度までの期間の上記建築単価の平均に整備面積を乗じて得た額） (2) 実績額による算定 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応に要する経費として支出した、又は支出が見込まれる事業費のうち、国庫補助金等の特定財源を控除した一般財源 3 複合施設の取扱い 普通交付金算定対象外施設が普通交付金算定対象施設との複合施設である場合には、当該複合施設の床面積に応じてあん分するものとし、算定の対象となる経費は次の方法により算出する。 (1) 複合施設の床面積によるあん分は、普通交付金算定対象外施設に係る床面積と普通交付金算定対象施設に係る床面積に区分する。 (2) エントランス、ロビー及び廊下等の共用部分については、当該区分した床面積に応じてあん分し、普通交付金算定対象外施設の床面積に係る部分を加算する。 (3) 老朽化への緊急対応に係る経費について、複合施設の延床面積に対する普通交付金算定対象外施設に係る床面積の比であん分した額を、普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応に要する経費とみなす。	改 築 1/4 大 規 模 改 修 1/2 ※特別交付金の総額の5分の1を上限に算定
ウ その他特別の事情	地理的、社会的、経済的、制度的な諸条件による各特別区個別の財政事情等を総合的に勘案して算定する。	—

3 特別交付金の申請

特別区が特別交付金の交付を受けようとするときは、東京都知事が定める期日までに、特別交付金の申請書、その他算定に用いる資料等を東京都知事に提出しなければならない。

4 交付時期及び対象項目

交付時期は、12月と3月の年2回とし、次の各号に応じた算定項目を対象とする。

(1) 12月交付分

- ① A項目（前年度の1月1日から当該年度の8月31日までの間に支出した災害等に要する経費）
- ② 分割交付額が確定している項目

- ③ C項目（各特別区の予算額又は計画額（当該年度の補正予算で計上する予定の経費に限る。）として計上されている経費（上記②に該当する経費を除く。））

(2) 3月交付分

- ① A項目（当該年度の9月1日から12月31日までの間に支出した災害等に要する経費）
- ② C項目（下記5に基づき内定した対象事業の確定額）
- ③ 12月交付分以外の算定項目

5 特別交付金の内定

東京都知事は、上記3により各特別区から12月交付分に係るC項目に係る申請書の提出があったときは、内容を審査し適当と認められる事業について、予定交付率及び概算算定額を内定する。

6 特別交付金の決定

東京都知事は、上記3により各特別区から申請書の提出があったときは、次の各号に応じて交付額を決定する。

(1) 12月交付分

12月交付分は、年度当初における特別交付金の総額の3分の1に相当する額以内の額とする。

- ① 算定額の総額が特別交付金の総額の3分の1に相当する額を超える場合

各特別区の算定額の総額が年度当初における特別交付金の総額の3分の1に相当する額を超える場合は、①A項目、②分割交付が確定している項目、③C項目の順序で算定する。

なお、算定額が年度当初における特別交付金の総額の3分の1に相当する額を超える項目が発生した時点で、当該項目は区別算定額（C項目にあつては各特別区に対し内定すべき概算算定額）の割合に応じて算定する。

- ② 算定額の総額が特別交付金の総額の3分の1に相当する額に満たない場合

各特別区の算定額の総額が年度当初における特別交付金の総額の3分1に相当する額に満たない場合は、当該不足額について前年度に各特別区に対して交付した特別交付金の額（前年度に分割交付が終了した場合は、当該金額は除外する。）の割合に応じて算定する。

(2) 3月交付分

3月交付分は、特別交付金の総額から12月交付分を控除した残額とする。

なお、12月交付分に、上記(1)、①に基づく区別算定額の割合に応じて算定した額又は上記(1)、②に基づく前年度の特別交付金の割合に応じて算定した額がある場合は、各特別区の算定額から当該金額を控除する。

7 特別区への通知

(1) 12 月交付分の通知

東京都知事は、12 月交付分の特別交付金の決定後、すみやかに各特別区に対して上記 5 に係る対象事業、予定交付率及び概算算定額の内定通知を行う。

(2) 3 月交付分の通知

東京都知事は、3 月交付分の特別交付金の決定後、すみやかに該当区に対して分割交付対象事業及び分割交付額を通知し、併せて各特別区に対して特別区ごとに区分した小区分までの算定額の通知を行う。

8 端数計算等

(1) 特別交付金の端数計算

特別交付金を算定する場合においては、申請対象経費及び算定した額に 500 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を 1,000 円として計算するものとする。

(2) 特別交付金算定後の残額

特別交付金の総額について、各特別区に交付すべき特別交付金額を算定した後に、なお残額が生じた場合には、当該年度の 4 月 1 日現在における各特別区の人口の割合に応じて配分する。

附 則

この運用は、平成 19 年度から適用する。ただし、交付時期及び対象項目、特別交付金の内定、決定並びに 12 月交付分の通知に関する部分は、平成 20 年度から適用する。

附 則

この運用は、平成 24 年度から適用する。

附 則

この運用は、平成 25 年度から適用する。

附 則

この運用は、平成 27 年度から適用する。

附 則

この運用は、平成 29 年度から適用する。

附 則

この運用は、令和 2 年度から適用する。

附 則

この運用は、令和 7 年度から適用する。

別 表（算定項目関係）

区民センター、地域センター、地域総合防災センター、災害対策要員住宅、男女共同センター、心身障害者福祉施設、宿泊所施設、老人福祉施設、老人福祉センター、高齢者在宅サービスセンター、特別養護老人ホーム、地域包括支援センター、シルバーピア、更生施設、宿所提供施設、児童館、母子生活支援施設、保育所、学童保育施設、子ども家庭支援センター、児童相談所、一時保護所、認定こども園、保健所（衛生検査センター）、保健センター、リサイクルセンター、清掃事務所・事業所、車庫、商工振興センター、消費者センター、区営住宅、公衆便所（道路・公園）、校舎・屋体・プール（小・中学校）、中学校武道場、校外施設、幼稚園、図書館、社会教育会館、体育館、郷土資料館及び野球場・運動場・テニスコート・屋外プール・管理棟（各種運動施設）以外の施設

特別区都市計画交付金に関する特別区の主張

◆主張1 都市計画税が、本来基礎自治体の行う都市計画事業の財源であることを踏まえ、都区双方の都市計画事業の実績に見合った配分となるよう増額すること。

都区の都市計画費の割合は概ね7:3であるにもかかわらず、都市計画税に占める都市計画交付金の割合は約10%(令和8年度予算)に過ぎず、実態に見合っていない。また、交付金予算額は令和7年度から300億円となったが、都市計画税が増加傾向であることから、都市計画税に対する比率は依然として低いままである。

■ 交付金の状況 (8年度予算額)



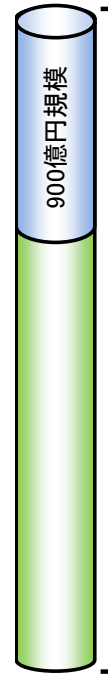
都市計画税 3,009億円

■ 都市計画費の都区の執行状況

(※R2～6決算5か年平均、一般財源+地方債充当分)



■ 執行状況に見合う適正規模



都市計画税 3,009億円

◆主張2 交付対象事業や面積要件等、限定基準を設けることなく、全都市計画事業を交付対象とすること。

本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が原資であるにもかかわらず、充当対象事業が制限されている。

都市計画税を充当できる事業 (都市計画法第4条、土地区画整理法第2条)

都市計画交付金の交付対象

- ・道路
- ・公園、緑地
- ・火葬場
- ・都市高速鉄道のうち連続立体交差化事業
- ・土地区画整理事業
- ・市街地再開発事業
- ・防災街区整備事業

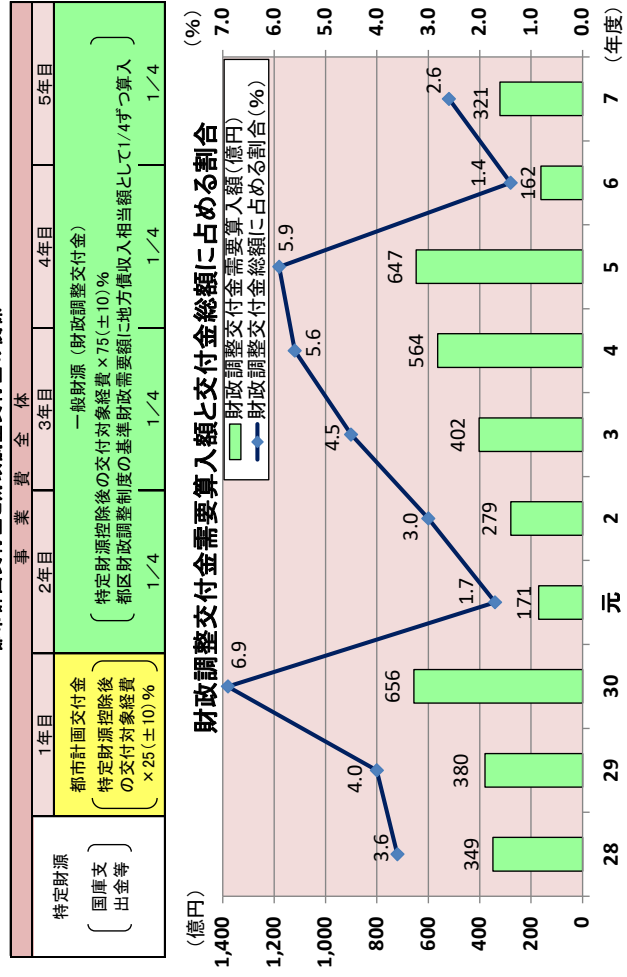
都市計画交付金の交付対象外

- ・1ヘクタール未満の公園のうち、都の定める優先整備区域の認定基準に該当しない都市計画公園
- ・駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設等

◆主張3 交付率の上限の撤廃や実績と乖離して算定されている工事単価の引き上げ等、適切な改善を図ること。

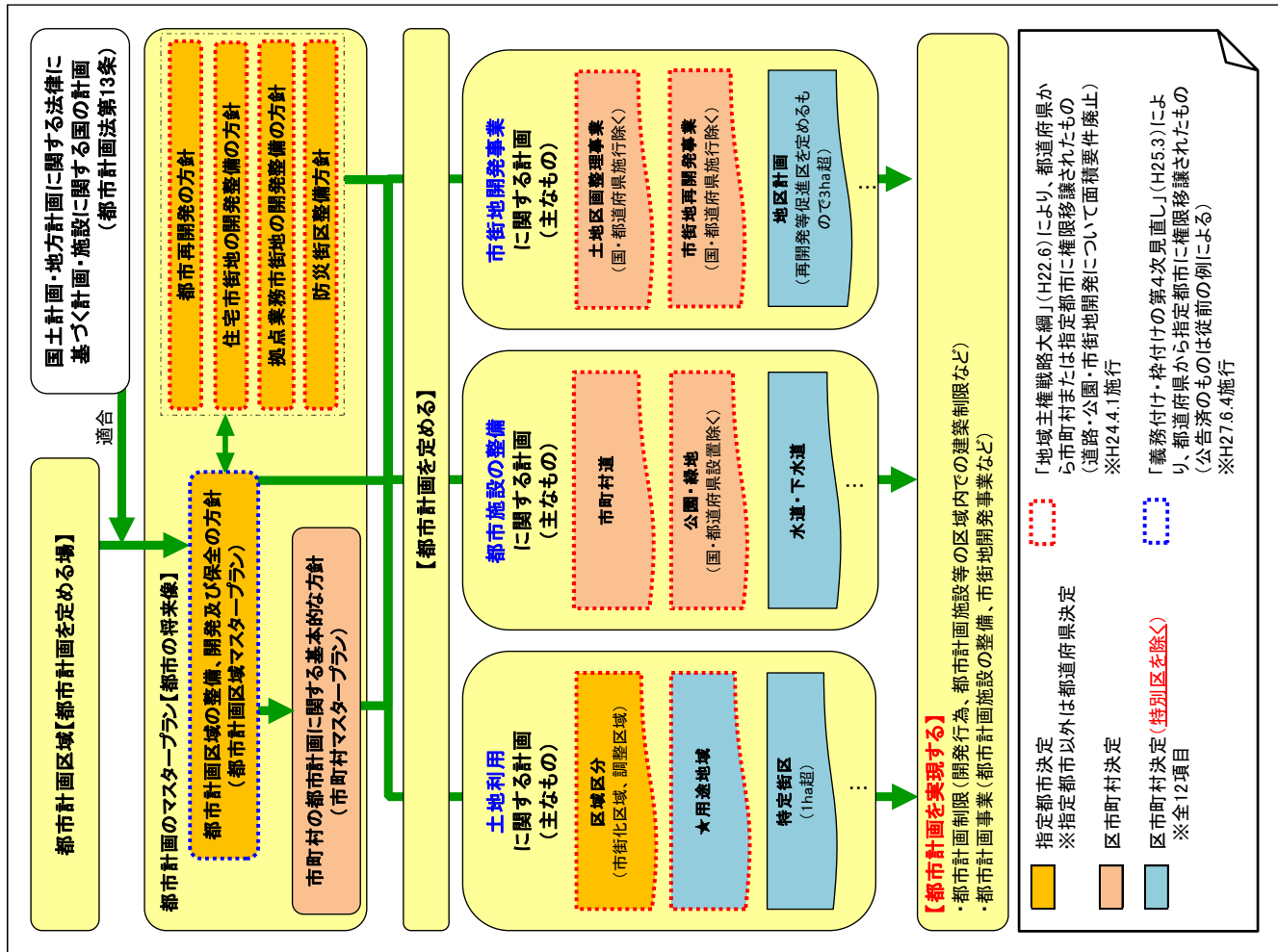
交付率に上限(25%(±10%))があり、残りは一般財源である財政調整交付金で賄うこととされているため、特別区の共有財源を圧迫する要因となっている。

都市計画交付金と財政調整交付金の関係



都市計画決定の権限移譲について

◇都市計画制度の仕組みと権限移譲



★用途地域の都市計画決定権限について

1. 地方分権改革推進委員会第1次勧告（平成20年5月28日）

・広域自治体と基礎自治体の役割分担において、住民意向の的確な反映、住民の利便性の向上、地域の活性化等の観点から、住民に身近な行政は、できる限り、より住民に身近な市町村が担うことが望ましい。基礎自治体が地域における総合行政を担うことができるよう、まちづくり・土地利用規制等の地域の空間管理に関する事務について、市町村への権限移譲を進める。

・三大都市圏、特定区域が否かを問わず、市の区域については「市」決定とし、町村の区域については、「都道府県」決定とする。

2. 権限移譲についての都区の主張内容

・都市のあり方を方向付ける用途地域の決定権限を見直すことは、日本の心臓部・頭脳部の役割を担ってきた東京において、都市としての一体的な機能を発揮させる都市づくりの継続を極めて困難なものにする。

都
 ・広域の見地から都が決定すべき都市計画権限までも移譲するとすれば、歴史的にも連担する市街地において、都が今日まで取り組んできた、用途地域を活用した一体的な都市づくりが不可能となる。

（平成22年5月12日 用途地域等の都市計画決定権限の区市町村移譲に関する緊急要求）
 ・用途地域は、合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、土地利用の実情を踏まえて、都市構造や都市機能の骨格に即して定める地域に密着した制度

区
 ・都市としての一体性を確保することは、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針といった、自治体の区域を超えた広域計画により十分確保

（平成22年5月18日 用途地域等の都市計画決定権限の移譲に関する緊急要請）

地域主権戦略大綱において、三大都市圏等における用途地域等の都市計画については、特別区のみを除くこととされた。なお第1次勧告では町村は都道府県決定とされてきたが、都市計画の権限配分について、市と町村に区別はないことから、町村に対しては権限が移譲された。

3. 現在の国の見解

・特別区は、ほかの自治体と異なり相互に市街地に連担していることから、特別区相互間の広域調整を確保するため、法律上の制度として都に用途地域等の決定権限を存置しているものであり、本規定の変更等は困難である。（第1次回答）

・前回回答のとおりであり、東京都との間でよく協議されたい。（第2次回答）

（平成26年地方分権改革に関する提案募集 提案事項についての国土交通省回答）

都市計画の種類及び決定区分と基礎自治体への移譲事務(★・◆印)

§: 都市計画法

都市計画の種類		指定都市 (※1)	東京部決定 区域・多摩	区市町村決定(知事同意) 区域のみ都決定
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(§602)	◎指定都市の内に わたり指定されている 都市計画区域に限る ものを除く		◎	
区域区分(市街化区域、市街化調整区域)(§7)	都市再開発の方針	◆	◎	
	都市再開発 住宅市街地の開発整備の方針	◆	◎	
	開発方針等	◆	◎	
	視点業務市街地の開発整備の方針	◆	◎	
	(§702)	◆	◎	
	防災街区整備の方針	◆	◎	
	用途地域(※2)	☆	◎(※3)	○
	特別用途地区		○	○
	特定用途制限地域		○(※3)	○
	特別容許普通用途地区	☆	◎(※3)	○
地域地区 (§8-1)	高層住宅誘導地区	☆	◎(※3)	○
	高度地区(※2)、高度利用地区		○	○1ha超
	特定街区		◎	○
	都市再生特別地区		◎	○
	居住調整地域		○	○
	特定用途普通地区		○	○
	防火地域、重防火地域		○	○
	特定防災街区整備地区		○	○
	景観地区(※2)		○	○
	風致地区(※2)	★	○	○
緑地保全地域	風致地区(※2)	★	○	○
	駐車場整備地区		○	○
	臨港地区		◎国際戦略港湾及び 国際拠点港湾 ○重要港湾以外	○
	歴史的風土特別保存地区	※1	◎重要港湾 ◎	○
	第1種・第2種歴史的風土特別保存地区	※2	◎	○
	緑地保全地域	★	○	○
	特別緑地保全地区	★	○	○
	緑化地域		○	○
	(近郊緑地特別保全地区)	※3	◎	○
	流通業務地区		○	○
促進区域 (§1002)	生産緑地地区		○	○
	伝統的建造物群保存地区(※2)		○	○
	航空機騒音影響防止地区、 航空機騒音影響防止特別地区	※4	○	○
	市街地再開発促進地区		○	○
	土地地区面整備促進地区		○	○
	視点業務市街地整備土地地区面整備促進地区		○	○
	視点業務市街地整備土地地区面整備促進地区		○	○
	落体土地街地復興推進地区(§1003)		○	○
	被災地土地街地復興推進地区(§1004)		○	○
	高速自動車国道・一般国道	◆	◎	○
道路	都道府県道	★	◎	○
	区市町村道・その他		◎	○
	首都高速道路		◎	○
	上記以外の自動車専用道路	※5	◎	○
	都市高速道路		◎	○
	軌道(都市高速鉄道に該当するものを除く)		○	○
	駐車場		○	○
	自動車		○	○
	一般自動車・タミナル	★	○	○
	その他の自動車・タミナル		○	○
都市施設 (§11-1)	空港法第4条第1項第2号空港		◎	○
	空港法第5条第1項第2号空港		◎	○
	上記以外の空港		○	○
	10ha以上で園が設置		○	○
	10ha以上で都道府県が設置	★	○	○
	上記以外		○	○
	10ha以上で国又は都道府県が設置	★	○	○
	上記以外		○	○
	その他の公共空地・運動場	★	○	○
	その他		○	○

- ※1 三大都市圏の都市市街地・近郊整備地帯等の全部又は一部を含む都市計画区域、三大都市圏の都市開発区域、人口30万人以上の市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域(大臣指定)、これらと密接な関連のある都市計画区域(大臣指定)。
- ※2 準都市計画区域(これら以外の都市計画は、市町村決定、市町村決定、一部を含む都市計画)。
- ※3 三大都市圏の都市市街地・近郊整備地帯等、指定都市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域。
- ※4 都道府県知事の同意事項は、地区計画の区域・位置、地区施設の配置・規模、建築物等の用途の制限等に限定。
- ※5 本表は都市再生特別措置法の都市再生整備計画による権限移譲を受けた都市計画決定等の場合を除く。

都市計画の種類		指定都市 (※1)	東京部決定 区域・多摩	区市町村決定(知事同意) 区域のみ都決定
水道	水道用水供給事業用		○	
	上記以外	○		○
電気・ガス供給施設	流地下水道		○	
	公共下水道	○	○2以上の区市町村に わたるもの	○
下水道	汚物処理場、ごみ焼却場、ごみ処理場	○		○
	産業廃棄物処理施設	○	○	○
上記以外の供給施設・処理施設	上記以外の供給施設	○		○
	上記以外の処理施設	◎		○
河川	1級河川	○区域外	○	
	2級河川・運河	○	○	
学舎・高等専門学校	通学用河川・水路	○		○
	上記以外の学舎・高等専門学校	★		○
都市施設 (§11-1)	図書館・研究施設・教育文化施設	○		○
	病院・保育所・医療施設・社会福祉施設	○		○
市場・と畜場	市場・と畜場	○		○
	火葬場	○		○
団地の住宅施設	団地の住宅施設	★		○
	団地の官公庁施設	◎		○
団地の官公庁施設	団地の官公庁施設	○		○
	団地の都市安全確保拠点施設	○		○
流通業務地区	流通業務地区	○		○
	団地の津波防災拠点市街地形成施設	○		○
団地の復興再生	団地の復興再生拠点市街地形成施設	※6		○
	団地の復興再生拠点市街地形成施設	○		○
電気通信施設	電気通信施設	○		○
	防風・防火・防水・防雪・防砂施設	○		○
防潮施設	防潮施設	★		○
	土地地区面整理事業	★		○
新住宅市街地開発事業	新住宅市街地開発事業	○		○
	工業団地造成事業	○		○
市街地再開発事業	市街地再開発事業	★		○
	新都市基盤整備事業	○		○
住宅街区整備事業	住宅街区整備事業	★		○
	防災街区整備事業	★		○
新住宅市街地開発事業の予定区域	新住宅市街地開発事業の予定区域	○		○
	工業団地造成事業の予定区域	○		○
新都市基盤整備事業の予定区域	新都市基盤整備事業の予定区域	○		○
	一団地の官公庁施設	○		○
一団地の官公庁施設	一団地の官公庁施設	○		○
	一団地の官公庁施設	○		○
地区計画	地区計画	○(※4)		○
	(準開発等促進地区を定めるもの)	○(※4)		○
等(§12の4)	(開発整備促進地区を定めるもの)	○(※4)		○
	防災街区整備地区計画	○(※4)		○
沿道地区計画	沿道地区計画	○(※4)		○
	(沿道再開発等促進地区を定めるもの)	○(※4)		○
歴史的風致維持向上地区計画	歴史的風致維持向上地区計画	○(※4)		○
	集落地区計画	○(※4)		○

法案の案の4
(都の特例)

- ※1 特別区内にはない。(参考)古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
- ※2 特別区内にはない。(参考)明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法
- ※3 特別区内にはない。(参考)特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法
- ※4 連続立体交差事業も都市高速鉄道として都市計画決定される。
- ※5 連続立体交差事業も都市高速鉄道として都市計画決定される。
- ※6 特別区内にはない。(参考)福島復興再生特別措置法
- ※7 特別区内にはない。(参考)道都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律
- ※8 特別区内にはない。(参考)首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律
- ※9 区市町村決定は、知事同意が必要だが、指定都市は、知事の同意事項が限定されている。

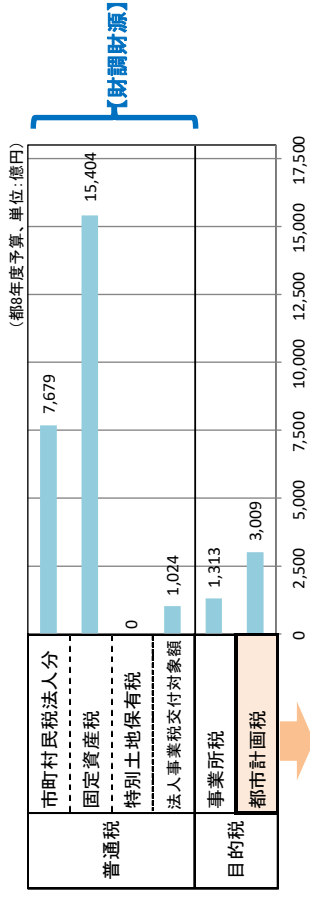
- ★ 網掛け★は、地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)にて、都道府県から市町村への権限移譲がされたもの
「★」は、市町村に移譲するしたもの、うち、特別区を除くもの。
- ◆ 網掛け◆は、地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)にて、都道府県から指定都市への権限移譲がされたもの
- ◆ 網掛け◆は、業務付け・移付けの第4次員直しについて(平成25年3月12日閣議決定)にて、都道府県から指定都市への権限移譲がされたもの

都市計画税について

1 都市計画税の性格

◆ 特別区に関する財政制度上の特例措置

地方税法に基づき、下記の税目(市町村税)については、特別区の区域においては都が課税



「都市計画税は、都市計画事業又は土地地区画整理事業に充てるための目的税とされているが、特別区の存する区域における都市計画事業の大半を都が実施していること、固定資産税を都が課税していることから、現在は都が課税しており、今後においても、都が引き続き固定資産税を課税すること、都市計画税の充当可能事業の一部(清掃事業等)が特別区に移管されるが、依然として都市計画事業のかなりの部分を都が実施することから、引き続き都が課税することとしている。」

〈平成10年地方自治法等の一部を改正する法律案(都区制度改革関係)想定問答(自治省作成)〉

【参考】(地方税法第702条)

市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地地区画整理法に基づいて行う土地地区画整理事業に要する費用に充てるため、(中略)土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。

(地方税法第735条)

都は、その特別区の存する区域において、目的税として、(中略)事業所税及び都市計画税を課することができる。

◆ 都市計画税の配分等についての国の見解

「特別区の存する区域においては、東京都だけでなく特別区も都市計画事業を実施しているところであり、その財源として東京都から特別区に対し都市計画交付金が交付される仕組みがあるということとは承知しているけれども、この都市計画交付金の額をどの程度にするか、あるいは具体的な配分などについては、基本的に東京都と特別区において適切な調整がなされるべき問題である。」

(平成10年4月7日衆議院・総務委員会 自治省税務局長答弁)

◆ 都市計画税の使途

① 都市計画法に基づいて行う都市計画事業【都市計画法第4条・第59条】

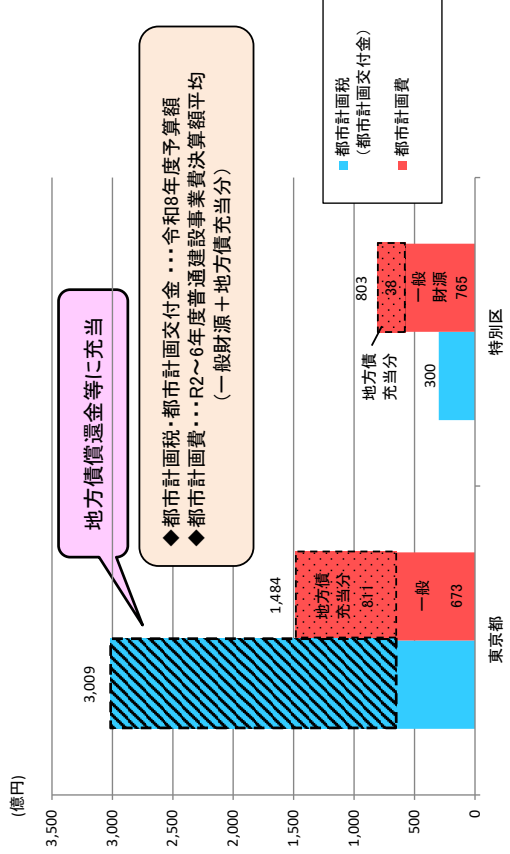
市町村が、都道府県知事(第一号法定受託事務の場合は国土交通大臣)の認可を受けて施行する、「都市計画施設の整備に関する事業」及び「市街地開発事業」。

【例】「都市計画施設の整備に関する事業」… 道路、駐車場、公園、緑地、墓苑、電気・ガス供給施設、下水道、河川、火葬場 等
「市街地開発事業」… 土地地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業 等

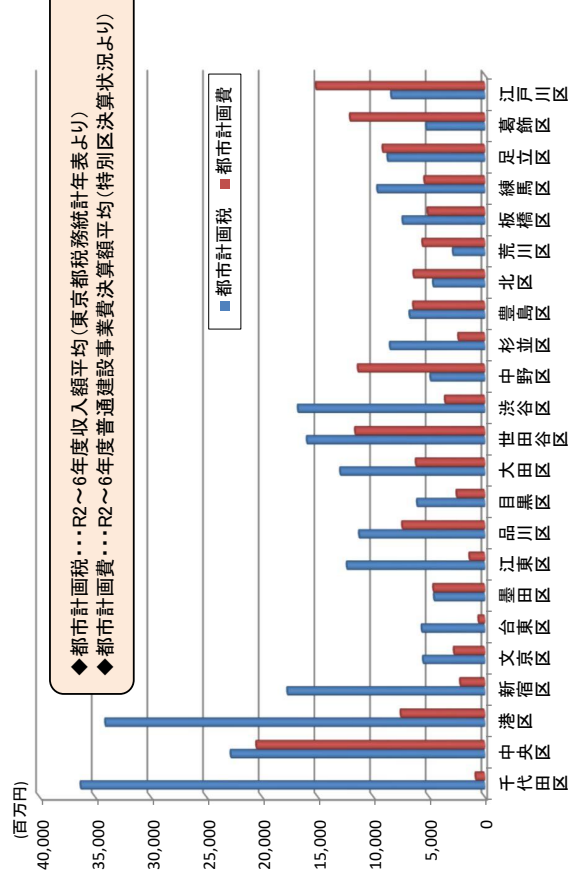
② 土地地区画整理法に基づいて行う土地地区画整理事業【土地地区画整理法第2条】

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる「土地の区画形質の変更」及び「公共施設の新設又は変更に関する事業」。

2 都市計画税・都市計画費の都区の比較



3 都市計画税・都市計画費の区別比較



◆ 区によって都市計画税と都市計画費には著しい差があり、配分の調整が必要

令和8年度 都 区 財 政 調 整 （ フレーム対比 ）

(単位：百万円、%)

区 分			令和 8 年 度 当 初 見 込 ア	令和 7 年 度 当 初 見 込 イ	差 引 増 △ 減 ウ = ア − イ	増 減 率 エ=ウ／イ	備 考	
交付金 の 総 額	調整等	固 定 資 産 税	1,540,360	1,515,905	24,455	1.6		
		市 町 村 民 税 法 人 分	767,871	697,861	70,010	10.0		
		特 別 土 地 保 有 税	10	10	0	0.0		
		法 人 事 業 税 交 付 対 象 額	102,386	97,720	4,666	4.8		
		固定資産税減収補填特別交付金	0	37	△ 37	－		
		計	2,410,627	2,311,533	99,094	4.3		
	条例で定める割合		56%	56%				
	当 年 度 分		1,349,951	1,294,458	55,493	4.3		
	精 算 分		10,437	3,822	6,615	－		
	計 A		1,360,388	1,298,280	62,108	4.8		
	内訳	普 通 交 付 金 分 A × 94%	1,278,765	1,220,384	58,381	4.8		
		特 別 交 付 金 分 A × 6%	81,623	77,897	3,726	4.8		
基 準 財 政 収 入 額 B			1,654,228	1,509,674	144,554	9.6		
特別 区 税	特別 区 民 税	特 別 区 民 税	1,169,339	1,078,926	90,413	8.4		
		軽自動車税	環 境 性 能 割	59	279	△ 220	△ 78.9	
			種 別 割	－	3,755	△ 3,755	皆減	
			軽自動車税 ※1	3,818	－	3,818	皆増	
	特 別 区 た ば こ 税		68,540	65,541	2,999	4.6		
	鉱 産 税		0	0	0			
	小 計		1,241,757	1,148,501	93,256	8.1		
	利 子 割 交 付 金		9,538	12,082	△ 2,544	△ 21.1		
	配 当 割 交 付 金		29,462	29,496	△ 34	△ 0.1		
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		59,206	35,911	23,295	64.9		
地 方 消 費 税 交 付 金		284,609	251,965	32,644	13.0			
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		42	42	0	0.0			
環 境 性 能 割 交 付 金		－	4,778	△ 4,778	皆減			
地 方 特 例 交 付 金		8,955	4,948	4,007	81.0			
計		1,633,568	1,487,722	145,846	9.8			
地 方 揮 発 油 譲 与 税		2,715	3,236	△ 521	△ 16.1			
自 動 車 重 量 譲 与 税		10,879	10,563	316	3.0			
航 空 機 燃 料 譲 与 税		820	835	△ 15	△ 1.8			
森 林 環 境 譲 与 税		1,215	1,257	△ 42	△ 3.3			
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		910	953	△ 43	△ 4.5			
合 計		1,650,107	1,504,567	145,540	9.7			
特 別 区 民 税 特 例 加 減 算 額		△ 22,002	△ 18,020	△ 3,982	－			
地 方 消 費 税 交 付 金 特 例 加 算 額		26,123	23,127	2,996	13.0			
基 準 財 政 需 要 額 C			2,932,993	2,730,058	202,935	7.4		
経 常 的 経 費		2,315,782	2,185,005	130,777	6.0			
投 資 的 経 費		617,211	545,053	72,158	13.2			
差 引 C－B			1,278,765	1,220,384	58,381	4.8		
交付額	普 通 交 付 金		1,278,765	1,220,384	58,381	4.8		
	特 別 交 付 金		81,623	77,897	3,726	4.8		
	計		1,360,388	1,298,280	62,108	4.8		

※1 令和8年度税制改正大綱による区分

※2 端数処理の結果、縦横計が合わない場合がある。

都区財政調整制度の算定方法等の規定状況（概要）

[illegible]